

第6章 保存・活用に関する措置

本章は、計画期間中に実施する措置について取り上げており、本計画におけるアクションプランに相当する。

措置は、本章を通じて、第5章で設定した課題及び方針に基づき、①「仕組みづくり」、②「人づくり」、③「周知・発信」の3項目に基づき分類し、計画期間中を通して行う取組みを「対応」、期間を定めて行う取組みを「事業」として設定している。対応及び事業の概要は以下のとおりである。

対応 計画期間に依らず継続的に実施または検討する必要がある取組み。

文化財保護法や横手市文化財保護条例などの各種例規や通達等により実施するもののほか、既存計画に依らなくとも必要性が高いと判断されるものも含む。これまで継続して実施している取組みでも、その根拠が未整備な事例や制度設計が現状に即さない事例も一部にあるため、本計画の作成を契機として見直しを図り、必要に応じて仕組みの再構築も行おうとするものである。また、今後の歴史文化遺産の保存・活用を進めるうえで、関係機関や民間との協力体制も構築しながら円滑かつ適切に行うことと、行政職員の定期異動に際しても円滑な業務執行体制を整えることを念頭に、必要な対応についてリスト化する意図も踏まえている。このため、「対応」は本市における歴史文化遺産に係る保存・活用を進めるうえでの基盤となる部分であり、「事業」を実施する上で前提となる部分でもある。

事業 本計画で設定した方針に基づき期間を定めて実施する取組み。

横手市歴史的風致維持向上計画など、市の関連計画において具体的な整備等が位置付けられているものも多く、こうした関連計画と連動することで、観光振興をはじめ学校教育・社会教育や地域振興など、関連する分野との連携性の強化と相乗効果を図る。また、既に継続して実施している事業については、客観的な成果や有効性の分析がなされていないものも一部にあり、将来的な統合や見直しも検討材料となることから、方針に沿ったものを取り上げた。

■各項における措置の表について

- ・『対応』、『事業』の別に掲載している。
- ・「(個々の)歴史文化遺産」、「地域遺産」、「歴史文化遺産保存活用区域」に区分して措置を掲載したが、各区分の一部または全てに重複して位置付けられる措置は、主たる区分以外への掲載は【再掲】と記載した。
- ・「方針」の列には第5章5.で述べた方針のうち該当するものを「○-○」で記載している。
- ・『対応』に位置付けた全ての措置は、計画期間の全期間を通じて実施するものである。
- ・『事業』のうち、事業期間において、「S」は昭和、「H」は平成、「R」は令和を示す。
- ・各措置の概要及び財源等については、本章「4. 措置の一覧」に掲載している。

措置の実施と中間評価時における計画の見直し

措置の実施にあたっては、地域の歴史を取り巻く背景についても丁寧に調査するとともに、地域住民や関係機関、団体等と十分に協議したうえで実施することを前提とする。なお、第5章4.で挙げた既存計画（関連計画）に基づく措置は、措置を実施する期間を当該関連計画の計画期間として設定しており、当該計画の見直し時に、必要に応じて措置の設定を見直すものとする。詳細については、第7章2.に記載した。

今後の社会情勢の変化をはじめ、把握や詳細調査の進捗等に伴った状況の変化も想定されることから、計画期間の中間期にあたる令和6年（2024）度末を別途、措置も含めた計画の見直しを実施するほか、毎年実施する進捗評価に伴う計画の進捗に応じて事業期間の見直し等も含めた検討を実施し、必要な場合計画の変更に関する認定の申請を行うものとする。

1. 歴史文化遺産の保存・活用に関する措置

個々の歴史文化遺産の保存・活用を進めるために行う措置の概要を述べる。

(1) 対応

適切な歴史文化遺産の保存・活用や施設運営を円滑に行うための審議会や協議会等の開催や各関連計画の管理など、本市が条例等に基づき実施している基本的な事項や、今後必要となる事項などを位置づけた。文化財保護法の改正をはじめ、現状に即して必要な例規等の見直しや整備を図る。あわせて市の関係計画をもとに資料館施設の統廃合も視野に入れた検討を行う。

歴史まちづくり等に関する部署による連絡調整会議を開催し、本計画や横手市歴史的風致維持向上計画等の進捗管理のほか情報共有と円滑な事業計画の作成と執行を行う。また、本市が実施する歴史文化や歴史文化遺産を活かした取組みに関する周知・発信を行う。

地域遺産に設定したものを除く多様なテーマに沿った歴史文化遺産のまとまりについて、「横手遺産（仮称）」認定制度の創設を検討し、本市の各地に残る地域固有の歴史文化の価値付けを図る。

①「仕組みづくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	①-1	①-A01	歴史文化遺産リストの整備・更新	横手市
02	①-1	①-A02	市内遺跡地図台帳整備の促進	横手市
03	①-1	①-A03	資料館施設等の資料台帳整備の促進	横手市
04	①-1	①-A04	市指定文化財等の現状把握	横手市
05	①-1	①-A05	市内建造物等の現状把握	横手市
06	①-1	①-A06	市内民俗行事等の現状把握	横手市
07	①-1	①-A07	公共施設及び学校等美術品等の現状把握	横手市
08	①-2	①-A09	横手市文化財保護審議会の開催と機能強化	横手市
09	①-2	①-A10	文化財指定の推進と指定基準の検討	横手市
10	①-3	①-A15	横手市伝統的建造物群保存審議会の開催	横手市
11	①-3	①-A16	横手市歴史文化遺産保存活用推進協議会の開催	横手市
12	①-3	①-A17	横手市歴史的風致維持向上協議会の開催	横手市
13	①-3	①-A18	横手市郷土資料館施設運営協議会の開催	横手市
14	①-3	①-A19	石坂洋次郎文学記念館施設運営協議会の開催	横手市
15	①-3	①-A20	横手市展望台展示資料協議会の開催	横手市
16	①-3	①-A21	平鹿農村文化伝承館運営協議会の開催	横手市
17	①-3	①-A22	横手市増田まんが美術館運営協議会の設置	横手市
18	①-3	①-A23	横手市歴史文化遺産保存活用地域計画の進捗管理	横手市
19	①-3	①-A24	横手市歴史的風致維持向上計画の進捗管理	横手市
20	①-3	①-A25	横手市増田まんが美術館の運営方針の点検と評価の実施	横手市
21	①-3	①-A26	歴史文化遺産等関連例規の見直し	横手市
22	①-3	①-A27	歴史文化遺産の公有化基準の検討	横手市
23	①-3	①-A28	文化財保護管理指導員設置の検討	横手市
24	①-3	①-A29	資料館施設統廃合の検討	横手市
25	①-4	①-A30	文化財所有者等に対する防火対策指導の徹底	横手市
26	①-4	①-A31	史跡、名勝、天然記念物の災害への対策	横手市
27	①-4	①-A32	市指定美術工芸品等の防災防犯に関する普及啓発	横手市
28	①-4	①-A33	文化財保存活用支援団体の指定の検討	横手市
29	①-4	①-A34	重要文化財等の防災訓練の実施支援	所有者等
30	①-6	①-A41	横手遺産（仮称）認定制度の創設	横手市

②「人づくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	②-3	②-A07	歴史まちづくり連絡調整会議の開催	横手市

③「周知・発信」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	③-3	③-A06	歴史まちづくりの取組みに関する周知・発信	横手市

(2) 事業

文化財保護法に基づき実施する埋蔵文化財調査のほか、指定等歴史文化遺産に対する修理等への支援、標柱及び説明板等を位置付けた。このほか、地域課題の解決及び地域の活性化を図る活動を行う団体等の事業に対し、支援を行う。指定等歴史文化遺産については現況把握の状況を踏まえ、建造物に限らず適切な修理周期に基づく修理を促すほか、説明板整備は、現況確認に基づき必要に応じて更新する。新規設置の場合は地域遺産を構成する歴史文化遺産や歴史文化遺産保存活用区域内に所在する歴史文化遺産について優先して進める。

①「仕組みづくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間 開始 終了	
01	①-1	①-B01	市内埋蔵文化財分布調査事業	横手市	H17	R10
02	①-2	①-B03	市内遺跡本調査事業	横手市	H17	R10
03	①-3	①-B09	指定文化財等の修理等支援事業	所有者等	H17	R10
04	①-3	①-B10	地域づくり市民活動支援事業	所有者等	H30	R10
05	①-4	①-B25	指定建造物火災警報設備等設置促進事業	所有者等	R4	R10

②「人づくり」に関する事業

計画作成時は位置づけていない。

③「周知・発信」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間 開始 終了	
01	③-2	③-B01	歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業	横手市	R3	R10
02	③-3	③-B02	指定文化財等標柱及び説明板の設置・更新事業【再掲】	横手市	H17	R10

2. 地域遺産の保存・活用に関する措置

地域遺産について、第5章5. で設定した方針のもと、第4章1. で述べた設定の考え方及び基本的な方向性を踏まえ、各地域遺産における計画期間中の実施方針及び措置を述べる。なお、各地域遺産に関する措置について、全ての地域遺産に重複して位置付けられる措置は、事業名の後に【地域遺産共通】と記載している。

■各地域遺産共通の実施方針

- ・ ストーリーに沿った新たな歴史文化遺産の把握に努めるほか、ストーリーそのものについても随時見直しを行い、地域遺産の磨き上げを行う。詳細調査や指定等の価値付けについても、地域遺産を構成する主要な歴史文化遺産について優先して進める。
- ・ 地域遺産を構成する国指定等の歴史文化遺産の修理や整備を優先し、歴史文化遺産の価値を高め、磨き上げを行う。これをもとに学校教育や社会教育でも利用可能な地域遺産毎の回遊ルートの設定を進め、市内の資料館施設を学びの拠点として活用しながらテーマを通して市内全域の歴史文化遺産を体感できる仕組みづくりを進める。これにあたり、パンフレット等の作成やホームページ等を活用した情報発信を進め、「横手を学ぶ郷土学」推進事業等の学校現場での取組みとも連携しながら、地域遺産を知る機会の創出に努める。まちあるきや探訪を開催し、ワークショップ等の実施では住民参加によるフェノロジーカレンダー³の作成も視野に入れるほか、有識者等の協力も求めながら講座や講演会などを開催する。
- ・ 地域遺産の保存・継承や活用のために必要となる支援を推進し、幅広い文化の継承を図る。大学や研究機関等との連携も強化しながら担い手や指導者及び団体等の育成を図る。

³ 「フェノロジーカレンダー」とは、地域の自然と人の営みを表した生活季節暦のことを言う。

地域遺産①「市域北部及び西部に息づく古代の足跡」に関する措置

●計画期間中の実施方針

本地域遺産については、詳細調査及び周知・発信について重点的に進め、継続している後三年合戦関連遺跡の埋蔵文化財調査を進めるほか、民間団体等が実施する雄勝城推定地発掘調査などの活動を支援する。調査成果については、現地説明会やシンポジウム等を開催し周知を図るほか、広域連携を進める。併せて、国指定史跡である大鳥井山遺跡附陣館遺跡の整備基本計画の作成を進める。講座や探訪等の開催により、平安時代の後三年合戦に係る歴史文化遺産のみならず、これ以前の時代の歴史文化遺産についても周知を図るほか、大学等との連携を進める。

(1) 対応

①「仕組みづくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	①-1	①-A01	歴史文化遺産リストの整備・更新【再掲・地域遺産共通】	横手市
02	①-1	①-A03	資料館施設等の資料台帳整備の促進【再掲・地域遺産共通】	横手市
03	①-2	①-A11	後三年合戦関連遺跡指導委員会及び後三年合戦関連史跡検討会の開催	横手市
04	①-4	①-A33	文化財保存活用支援団体の指定の検討【再掲・地域遺産共通】	横手市
05	①-4	①-A34	重要文化財等の防災訓練の実施支援【再掲】	所有者等

②「人づくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	②-1	②-A01	講習会等の情報提供【地域遺産共通】	民間団体等
02	②-1	②-A03	雄勝城推定地の調査協力	民間団体等
03	②-2	②-A05	歴史文化遺産を活かした郷土教育の推進【地域遺産共通】	横手市
04	②-2	②-A06	体験型メニューの提供のための人材育成及び活用【地域遺産共通】	民間団体等

③「周知・発信」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	③-1	③-A02	発掘調査現地説明会の開催	横手市
02	③-3	③-A07	市内歴史的風致映像の公開【再掲・地域遺産共通】	横手市

(2) 事業

①「仕組みづくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	措置主体	措置期間	
					開始	終了
01	①-2	①-B06	後三年合戦関連遺跡群調査事業	横手市	H22	R6
02	①-3	①-B13	秀衡街道保全管理事業	横手市	R1	R6
03	①-5	①-B30	国史跡大鳥井山遺跡整備基本計画策定事業	横手市	R7	R8

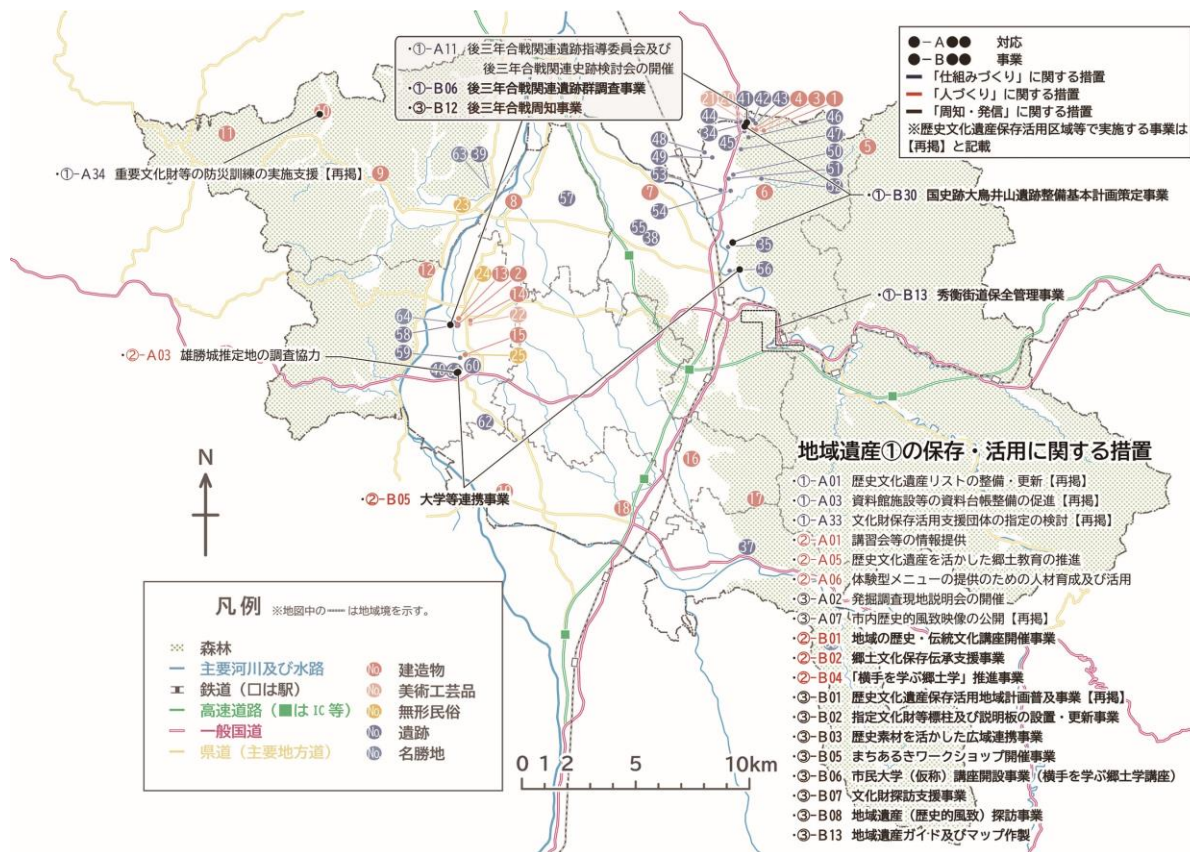
②「人づくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	②-1	②-B01	地域の歴史・伝統文化講座開催事業【地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	②-1	②-B02	郷土文化保存伝承支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H18	R9
03	②-2	②-B04	「横手を学ぶ郷土学」推進事業【地域遺産共通】	横手市	H27	R10
04	②-2	②-B05	大学等連携事業	横手市	R3	R6

③「周知・発信」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	③-2	③-B01	歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業【再掲・地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	③-3	③-B02	指定文化財等標柱及び説明板の設置・更新事業【地域遺産共通】	横手市	H17	R10
03	③-3	③-B03	歴史素材を活かした広域連携事業	横手市	R3	R10
04	③-3	③-B05	まちあるきワークショップ開催事業【地域遺産共通】	横手市	R5	R9
05	③-3	③-B06	市民大学(仮称)講座開設事業(横手を学ぶ郷土学講座)【地域遺産共通】	横手市	R4	R6

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間 開始 終了
06	③-3	③-B07	文化財探訪支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H17 R6
07	③-3	③-B08	地域遺産(歴史的風致)探訪事業【地域遺産共通】	横手市	H30 R9
08	③-3	③-B12	後三年合戦周知事業	横手市	H21 R6
09	③-3	③-B13	地域遺産ガイド及びマップ作製【地域遺産共通】	横手市	R4 R10



地域遺産①「市域北部及び西部に息づく古代の足跡」に関する措置

地域遺産②「中世城館を基盤とした地域拠点の成立とまちづくり」に関する措置

●計画期間中の実施方針

本地域遺産については、詳細調査及び保存・整備について重点的に進め、継続している建造物の調査を進めるほか、横手市景観計画や横手市歴史的風致維持向上計画等の関連計画に基づく価値付けについても検討を進める。

地域遺産を構成する歴史文化遺産で来街者の多い遺跡等の保全を実施するとともに、横手地区の羽黒町に所在する旧片野家住宅について、詳細調査を実施したうえで保存・活用のための方針を検討し、整備を実施する。

横手市増田伝統的建造物群保存地区の修理事業を進め、修理事業説明会等を開催するほか、保存団体が実施する防災・防犯意識啓発の取組みも支援する。こうした建造物の修理等を実施するための修理技術者の育成に努めるほか、民間団体が実施する歴史的建造物等の保存活用に関する専門知識を持つヘリテージマネージャーの育成を支援する。

(1) 対応

①「仕組みづくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	①-1	①-A01	歴史文化遺産リストの整備・更新【再掲・地域遺産共通】	横手市
02	①-1	①-A03	資料館施設等の資料台帳整備の促進【再掲・地域遺産共通】	横手市
03	①-1	①-A05	市内建造物等の現況把握【再掲】	横手市
04	①-2	①-A12	景観重要建造物の指定の検討	横手市

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
05	①-2	①-A13	景観重点地区の追加の検討	横手市
06	①-2	①-A14	歴史的風致形成建造物の指定の推進	横手市
07	①-4	①-A33	文化財保存活用支援団体の指定の検討【再掲・地域遺産共通】	横手市
08	①-4	①-A34	重要文化財等の防災訓練の実施支援【再掲】	所有者等
09	①-4	①-A35	建築基準法適用除外の方針の検討	横手市
10	①-4	①-A36	整備済みの防災施設の点検と啓発	横手市

②「人づくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	②-1	②-A01	講習会等の情報提供【地域遺産共通】	民間団体等
02	②-1	②-A02	ヘリテージマネージャーの育成支援	民間団体等
03	②-1	②-A04	修理技術者講習会の開催	横手市
04	②-2	②-A05	歴史文化遺産を活かした郷土教育の推進【地域遺産共通】	横手市
05	②-2	②-A06	体験型メニューの提供のための人材育成及び活用【地域遺産共通】	民間団体等

③「周知・発信」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	③-1	③-A01	修理事業説明会の開催	横手市
02	③-3	③-A07	市内歴史的風致映像の公開【再掲・地域遺産共通】	横手市

(2) 事業

①「仕組みづくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間 開始 終了
01	①-2	①-B04	旧片野家住宅調査事業	横手市	R2 R3
02	①-2	①-B05	建造物文化財等調査事業	横手市	H29 R4
03	①-3	①-B11	横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業	横手市	H26 R9
04	①-3	①-B12	吉田城跡管理事業	横手市	H17 R6
05	①-4	①-B26	横手市増田伝統的建造物群保存地区防災・防犯意識啓発支援事業	所有者等	H26 R10
06	①-5	①-B28	旧片野家住宅保存・活用方針検討事業	横手市	R2 R4
07	①-5	①-B29	旧片野家住宅整備事業	横手市	R4 R6

②「人づくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間 開始 終了
01	②-1	②-B01	地域の歴史・伝統文化講座開催事業【地域遺産共通】	横手市	R3 R10
02	②-1	②-B02	郷土文化保存伝承支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H18 R9
03	②-1	②-B03	横手市増田伝統的建造物群保存地区保存団体育成支援事業	所有者等	H26 R10
04	②-2	②-B04	「横手を学ぶ郷土学」推進事業【地域遺産共通】	横手市	H27 R10

③「周知・発信」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間 開始 終了
01	③-2	③-B01	歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業【再掲・地域遺産共通】	横手市	R3 R10
02	③-3	③-B02	指定文化財等標柱及び説明板の設置・更新事業【地域遺産共通】	横手市	H17 R10
03	③-3	③-B03	歴史素材を活かした広域連携事業	横手市	R3 R10
04	③-3	③-B05	まちあるきワークショップ開催事業【地域遺産共通】	横手市	R5 R9
05	③-3	③-B06	市民大学(仮称)講座開設事業(横手を学ぶ郷土学講座)【地域遺産共通】	横手市	R4 R6
06	③-3	③-B07	文化財探訪支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H17 R6
07	③-3	③-B08	地域遺産(歴史的風致)探訪事業【地域遺産共通】	横手市	H30 R9
08	③-3	③-B10	ふるさと再発見地域探訪支援事業	民間団体等	H23 R4
09	③-3	③-B13	地域遺産ガイド及びマップ作製【地域遺産共通】	横手市	R4 R10
10	③-3	③-B17	増田の町並み記録動画更新及び活用事業【再掲】	横手市	R5 R10

地域遺産②の保存・活用に関する措置

- ①-A01 歴史文化遺産リストの整備・更新【再掲】
- ①-A03 資料館施設等の資料台帳整備の促進【再掲】
- ①-A05 市内建造物等の現況把握【再掲】
- ①-A12 景観重要建造物の指定の検討
- ①-A13 景観重点地区の追加の検討
- ①-A14 歴史的風致形成建造物の指定の推進
- ①-A33 文化財保存活用支援団体の指定の検討【再掲】
- ②-A01 講習会等の情報提供
- ②-A02 ヘリテージマネージャーの育成支援
- ②-A05 歴史文化遺産を活かした郷土教育の推進
- ②-A06 体験型メニューの提供のための人材育成及び活用
- ③-A07 市内歴史的風致映像の公開【再掲】
- ①-B05 建造物文化財等調査事業
- ②-B01 地域の歴史・伝統文化講座開催事業
- ②-B02 郷土文化保存伝承支援事業
- ②-B04 「横手を学ぶ郷土学」推進事業
- ③-B01 歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業【再掲】
- ③-B02 指定文化財等標柱及び説明板の設置・更新事業
- ③-B03 歴史素材を活かした広域連携事業
- ③-B05 まちあるきワークショップ開催事業
- ③-B06 市民大学（仮称）講座開設事業（横手を学ぶ郷土学講座）
- ③-B07 文化財探訪支援事業
- ③-B08 地域遺産（歴史的風致）探訪事業
- ③-B13 地域遺産ガイド及びマップ作製



- A●● 対応
- B●● 事業
- 「仕組みづくり」に関する措置
- 「人づくり」に関する措置
- 「周知・発信」に関する措置
- ※歴史文化遺産保存活用区域等で実施する事業は【再掲】と記載

- ①-B04 旧片野家住宅調査事業
- ①-B28 旧片野家住宅保存・活用方針検討事業
- ①-B29 旧片野家住宅整備事業

- ①-B12 吉田城跡管理事業

- ①-A35 建築基準法適用除外の方針の検討
- ①-A36 整備済みの防災施設の点検と啓発
- ③-A01 修理事業説明会の開催
- ①-B11 横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業
- ①-B26 横手市増田伝統的建造物群保存地区防災・防犯意識啓発支援事業
- ②-A04 修理技術者講習会の開催
- ②-B03 横手市増田伝統的建造物群保存地区保存団体育成支援事業
- ①-A34 重要文化財等の防災訓練の実施支援【再掲】
- ③-B17 増田の町並み記録動画更新及び活用事業【再掲】

地域遺産②「中世城館を基盤とした地域拠点の成立とまちづくり」に関する措置

地域遺産③「雄物川流域の河川交通の整備と多様な文化の流入」に関する措置

●計画期間中の実施方針

本地域遺産については、把握及び周知・発信について重点的に進め、歴史文化遺産相互の関係性を明らかにするほか、時代によって変遷した河港跡の所在地や、舟運がもたらした影響を示す歴史文化遺産のさらなる把握を進める。

マップ作製やまちあるきや探訪等について、本地域遺産を優先して進め、浸透を図る。

(1) 対応

①「仕組みづくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	①-1	①-A01	歴史文化遺産リストの整備・更新【再掲・地域遺産共通】	横手市
02	①-1	①-A03	資料館施設等の資料台帳整備の促進【再掲・地域遺産共通】	横手市
03	①-4	①-A33	文化財保存活用支援団体の指定の検討【再掲・地域遺産共通】	横手市

②「人づくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	②-1	②-A01	講習会等の情報提供【地域遺産共通】	民間団体等
02	②-2	②-A05	歴史文化遺産を活かした郷土教育の推進【地域遺産共通】	横手市
03	②-2	②-A06	体験型メニューの提供のための人材育成及び活用【地域遺産共通】	民間団体等

③「周知・発信」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	③-3	③-A07	市内歴史的風致映像の公開【再掲・地域遺産共通】	横手市

(2) 事業

①「仕組みづくり」に関する事業

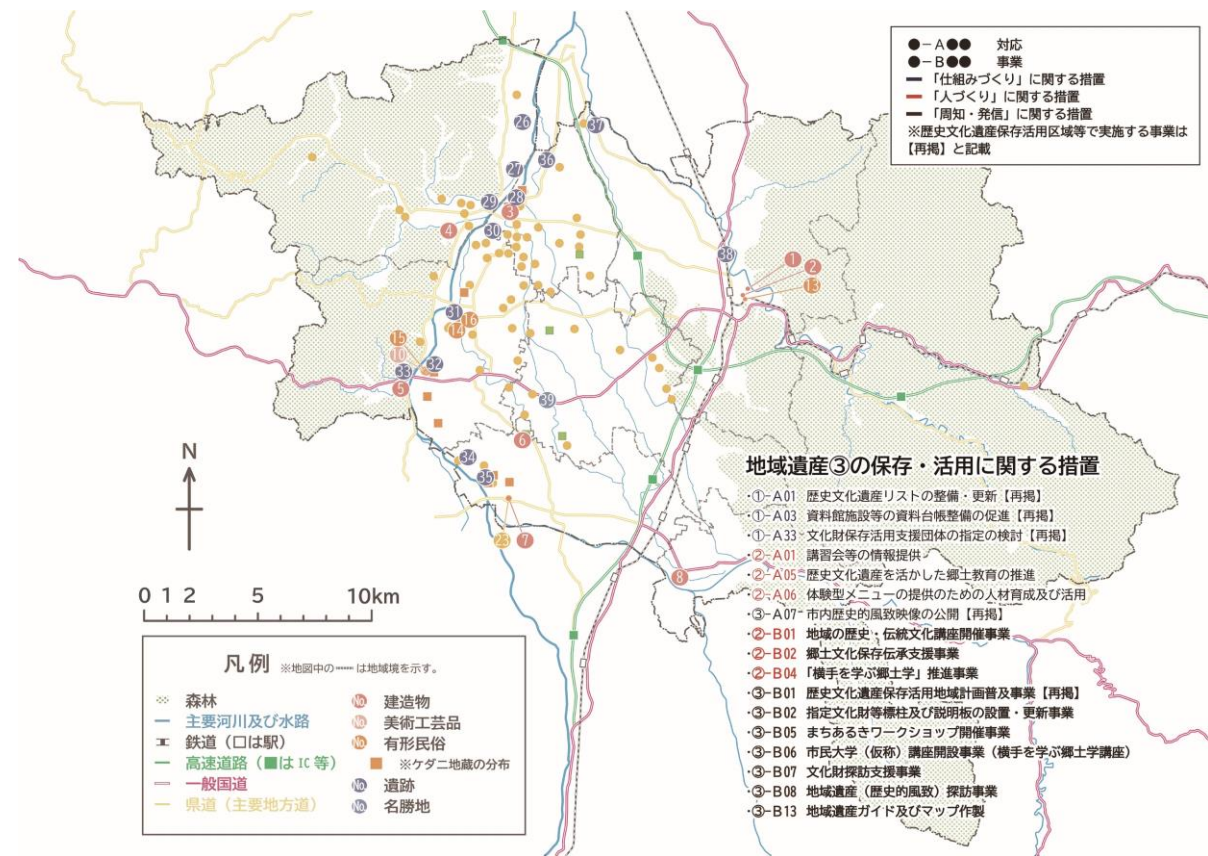
計画作成時は位置づけていない。

②「人づくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間 開始 終了
01	②-1	②-B01	地域の歴史・伝統文化講座開催事業【地域遺産共通】	横手市	R3 R10
02	②-1	②-B02	郷土文化保存伝承支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H18 R9
03	②-2	②-B04	「横手を学ぶ郷土学」推進事業【地域遺産共通】	横手市	H27 R10

③「周知・発信」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間 開始 終了
01	③-2	③-B01	歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業【再掲・地域遺産共通】	横手市	R3 R10
02	③-3	③-B02	指定文化財等標柱及び説明板の設置・更新事業【地域遺産共通】	横手市	H17 R10
03	③-3	③-B05	まちあるきワークショップ開催事業【地域遺産共通】	横手市	R5 R9
04	③-3	③-B06	市民大学(仮称)講座開設事業(横手を学ぶ郷土学講座)【地域遺産共通】	横手市	R4 R6
05	③-3	③-B07	文化財探訪支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H17 R6
06	③-3	③-B08	地域遺産(歴史的風致)探訪事業【地域遺産共通】	横手市	H30 R9
07	③-3	③-B13	地域遺産ガイド及びマップ作製【地域遺産共通】	横手市	R4 R10



地域遺産③「雄物川流域の河川交通の整備と多様な文化の流入」に関する措置

地域遺産④「横手盆地を取り囲む信仰の山々」に関する措置

●計画期間中の実施方針

本地域遺産については、把握及び周知・発信について重点的に進め、山に関連する神社や行事等に関する総合的な把握を進めるとともに、まちあるきや探訪等の開催のほか、地元有識者や団体による講座等を開催する。行事等については、必要に応じ、記録保存を実施する。

国指定である波宇志別神社神楽殿の保存修理を進め、磨き上げを実施するほか、継続して実施されている文化財防火デーに合わせた防災訓練の取組みを継続する。

(1) 対応

①「仕組みづくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	①-1	①-A01	歴史文化遺産リストの整備・更新【再掲・地域遺産共通】	横手市
02	①-1	①-A03	資料館施設等の資料台帳整備の促進【再掲・地域遺産共通】	横手市
03	①-1	①-A06	市内民俗行事等の現況把握【再掲】	横手市
04	①-4	①-A33	文化財保存活用支援団体の指定の検討【再掲・地域遺産共通】	横手市
05	①-4	①-A34	重要文化財等の防災訓練の実施支援【再掲】	所有者等

②「人づくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	②-1	②-A01	講習会等の情報提供【地域遺産共通】	民間団体等
02	②-2	②-A05	歴史文化遺産を活かした郷土教育の推進【地域遺産共通】	横手市
03	②-2	②-A06	体験型メニューの提供のための人材育成及び活用【地域遺産共通】	民間団体等

③「周知・発信」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	③-3	③-A07	市内歴史的風致映像の公開【再掲・地域遺産共通】	横手市

(2) 事業

①「仕組みづくり」に関する事業

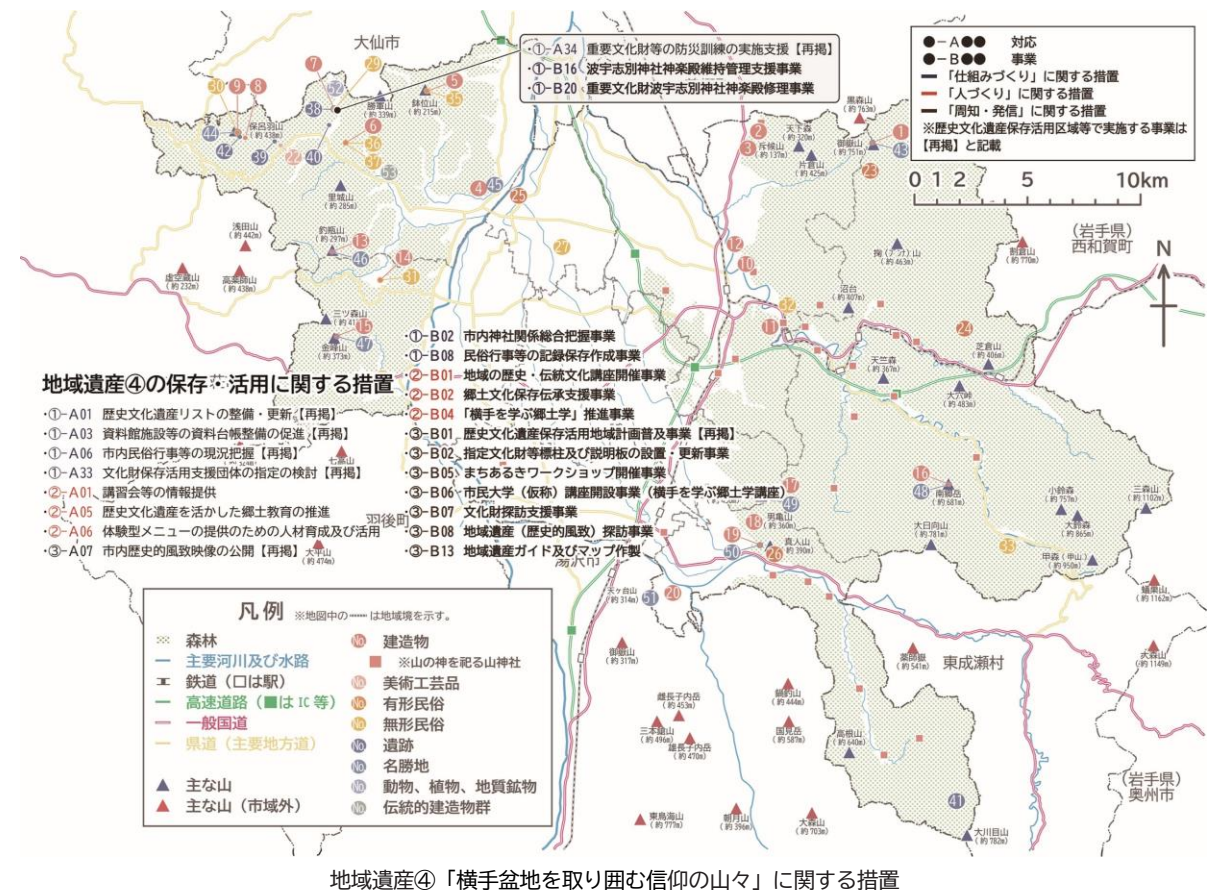
番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	①-1	①-B02	市内神社関係総合把握事業	横手市	R5	R6
02	①-2	①-B08	民俗行事等の記録保存作成事業	横手市	R5	R9
03	①-3	①-B16	波宇志別神社神楽殿維持管理支援事業	所有者等	H17	R10
04	①-3	①-B20	重要文化財波宇志別神社神楽殿修理事業	所有者等	R6	R7

②「人づくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	②-1	②-B01	地域の歴史・伝統文化講座開催事業【地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	②-1	②-B02	郷土文化保存伝承支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H18	R9
03	②-2	②-B04	「横手を学ぶ郷土学」推進事業【地域遺産共通】	横手市	H27	R10

③「周知・発信」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	③-2	③-B01	歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業【再掲・地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	③-3	③-B02	指定文化財等標柱及び説明板の設置・更新事業【地域遺産共通】	横手市	H17	R10
03	③-3	③-B05	まちあるきワークショップ開催事業【地域遺産共通】	横手市	R5	R9
04	③-3	③-B06	市民大学(仮称)講座開設事業(横手を学ぶ郷土学講座)【地域遺産共通】	横手市	R4	R6
05	③-3	③-B07	文化財探訪支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H17	R6
06	③-3	③-B08	地域遺産(歴史的風致)探訪事業【地域遺産共通】	横手市	H30	R9
07	③-3	③-B13	地域遺産ガイド及びマップ作製【地域遺産共通】	横手市	R4	R10



地域遺産④「横手盆地を取り囲む信仰の山々」に関する措置

地域遺産⑤「豪雪地帯の暮らしと食文化」に関する措置

●計画期間中の実施方針

本地域遺産については、保存・整備及び周知・発信について重点的に進め、豪雪地帯である当地方の暮らしとそこで育まれた歴史文化遺産の浸透を図る。平鹿地域の琵琶沼など「トミヨ及びイバラトミヨ生息地」におけるトミヨ属の生息状況調査及び生息環境を保全するほか、地域遺産②でも述べた建造物の調査や横手市増田伝統的建造物群保存地区における取組みを進める。

横手市増田まんが美術館におけるマンガ原画の収蔵やアーカイブと、美術館を利用した教育等に関連する取組みを実施するほか、収蔵原画である「釣りキチ三平」等に描かれた狙半内地区での「三平の里整備」に関する検討を行う。

雪に関連する食文化等について、継続して把握を進めるほか、国指定及び県指定の建造物に関する維持管理を支援する。

(1) 対応

①「仕組みづくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	①-1	①-A01	歴史文化遺産リストの整備・更新【再掲・地域遺産共通】	横手市
02	①-1	①-A03	資料館施設等の資料台帳整備の促進【再掲・地域遺産共通】	横手市
03	①-1	①-A05	市内建造物等の現況把握【再掲】	横手市
04	①-1	①-A08	トミヨ属生息状況の把握	横手市
05	①-2	①-A12	景観重要建造物の指定の検討	横手市
06	①-2	①-A14	歴史的風致形成建造物の指定の推進	横手市
07	①-4	①-A33	文化財保存活用支援団体の指定の検討【再掲・地域遺産共通】	横手市
08	①-4	①-A34	重要文化財等の防災訓練の実施支援【再掲】	所有者等
09	①-4	①-A35	建築基準法適用除外の方針の検討	横手市
10	①-4	①-A36	整備済みの防災施設の点検と啓発	横手市

②「人づくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	②-1	②-A01	講習会等の情報提供【地域遺産共通】	民間団体等
02	②-1	②-A02	ヘリテージマネージャーの育成支援	民間団体等
03	②-1	②-A04	修理技術者講習会の開催	横手市
04	②-2	②-A05	歴史文化遺産を活かした郷土教育の推進【地域遺産共通】	横手市
05	②-2	②-A06	体験型メニューの提供のための人材育成及び活用【地域遺産共通】	民間団体等

③「周知・発信」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	③-1	③-A01	修理事業説明会の開催	横手市
02	③-3	③-A07	市内歴史的風致映像の公開【再掲・地域遺産共通】	横手市

(2) 事業

①「仕組みづくり」に関する事業

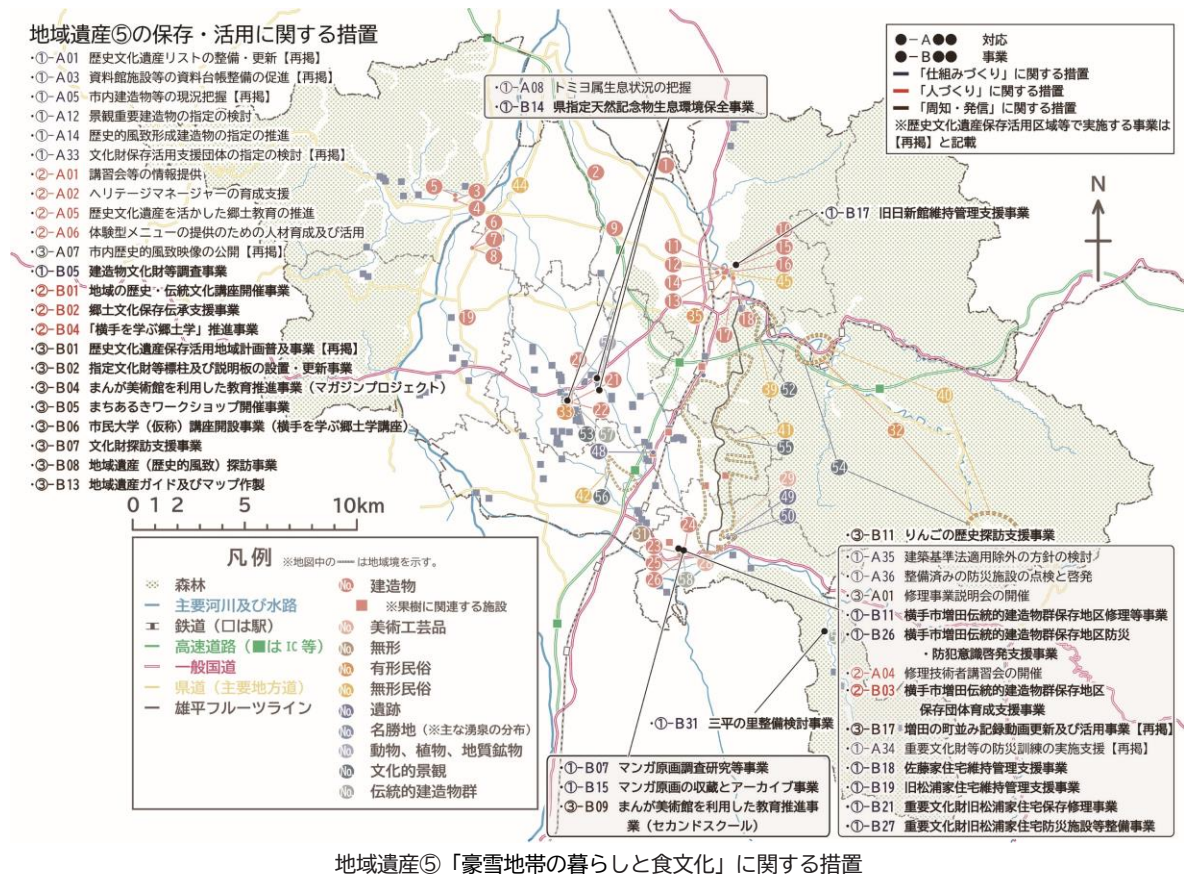
番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間 開始 終了	
01	①-2	①-B05	建造物文化財等調査事業	横手市	H29	R4
02	①-2	①-B07	マンガ原画調査研究等事業	横手市	R4	R6
03	①-3	①-B11	横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業	横手市	H26	R9
04	①-3	①-B14	県指定天然記念物生息環境保全事業	横手市	H30	R6
05	①-3	①-B15	マンガ原画の収蔵とアーカイブ事業	横手市	R1	R10
06	①-3	①-B17	旧日新館維持管理支援事業	所有者等	H17	R10
07	①-3	①-B18	佐藤家住宅維持管理支援事業	所有者等	H30	R10
08	①-3	①-B19	旧松浦家住宅維持管理支援事業	所有者等	R2	R10
09	①-3	①-B21	重要文化財旧松浦家住宅保存修理事業	所有者等	R7	R10
10	①-4	①-B26	横手市増田伝統的建造物群保存地区防災・防犯意識啓発支援事業	所有者等	H26	R10
11	①-4	①-B27	重要文化財旧松浦家住宅防災施設等整備事業	所有者等	R3	R10
12	①-5	①-B31	三平の里整備検討事業	横手市	R5	R5

②「人づくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間 開始 終了	
01	②-1	②-B01	地域の歴史・伝統文化講座開催事業【地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	②-1	②-B02	郷土文化保存伝承支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H18	R9
03	②-1	②-B03	横手市増田伝統的建造物群保存地区保存団体育成支援事業	所有者等	H26	R10
04	②-2	②-B04	「横手を学ぶ郷土学」推進事業【地域遺産共通】	横手市	H27	R10

③「周知・発信」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間 開始 終了	
01	③-2	③-B01	歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業【再掲・地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	③-3	③-B02	指定文化財等標柱及び説明板の設置・更新事業【地域遺産共通】	横手市	H17	R10
03	③-3	③-B04	まんが美術館を利用した教育推進事業（マガジンプロジェクト）	横手市	R1	R10
04	③-3	③-B05	まちあるきワークショップ開催事業【地域遺産共通】	横手市	R5	R9
05	③-3	③-B06	市民大学（仮称）講座開設事業（横手を学ぶ郷土学講座）【地域遺産共通】	横手市	R4	R6
06	③-3	③-B07	文化財探訪支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H17	R6
07	③-3	③-B08	地域遺産（歴史的風致）探訪事業【地域遺産共通】	横手市	H30	R9
08	③-3	③-B09	まんが美術館を利用した教育推進事業（セカンドスクール）	横手市	R1	R10
09	③-3	③-B11	りんごの歴史探訪支援事業	所有者等	R1	R5
10	③-3	③-B13	地域遺産ガイド及びマップ作製【地域遺産共通】	横手市	R4	R10
11	③-3	③-B17	増田の町並み記録動画更新及び活用事業【再掲】	横手市	R5	R10



地域遺産⑥「近世由来の伝統文化とコミュニティ」に関する措置

●計画期間中の実施方針

本地域遺産については、把握及び周知・発信について重点的に進め、市内の神社等について、建造物ばかりでなく、関連行事や民俗芸能のほか、美術工芸品等を含む総合的な把握を行い、その成果を踏まえて詳細調査や指定を進める。また、主として市の指定を受けた民俗芸能や行事等について、準備から実施までの一連の過程に関する記録保存を実施し、アーカイブ化を行う。探訪やまちあるき等の開催にあたっては、行事の実施に合わせた開催も視野に、伝統行事に触れる機会の創出に努める。

(1) 対応

①「仕組みづくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	①-1	①-A01	歴史文化遺産リストの整備・更新【再掲・地域遺産共通】	横手市
02	①-1	①-A03	資料館施設等の資料台帳整備の促進【再掲・地域遺産共通】	横手市
03	①-1	①-A05	市内建造物等の現況把握【再掲】	横手市
04	①-1	①-A06	市内民俗行事等の現況把握【再掲】	横手市
05	①-4	①-A33	文化財保存活用支援団体の指定の検討【再掲・地域遺産共通】	横手市

②「人づくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	②-1	②-A01	講習会等の情報提供【地域遺産共通】	民間団体等
02	②-2	②-A05	歴史文化遺産を活かした郷土教育の推進【地域遺産共通】	横手市
03	②-2	②-A06	体験型メニューの提供のための人材育成及び活用【地域遺産共通】	民間団体等

③「周知・発信」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	③-3	③-A07	市内歴史的風致映像の公開【再掲・地域遺産共通】	横手市

(2) 事業

①「仕組みづくり」に関する事業

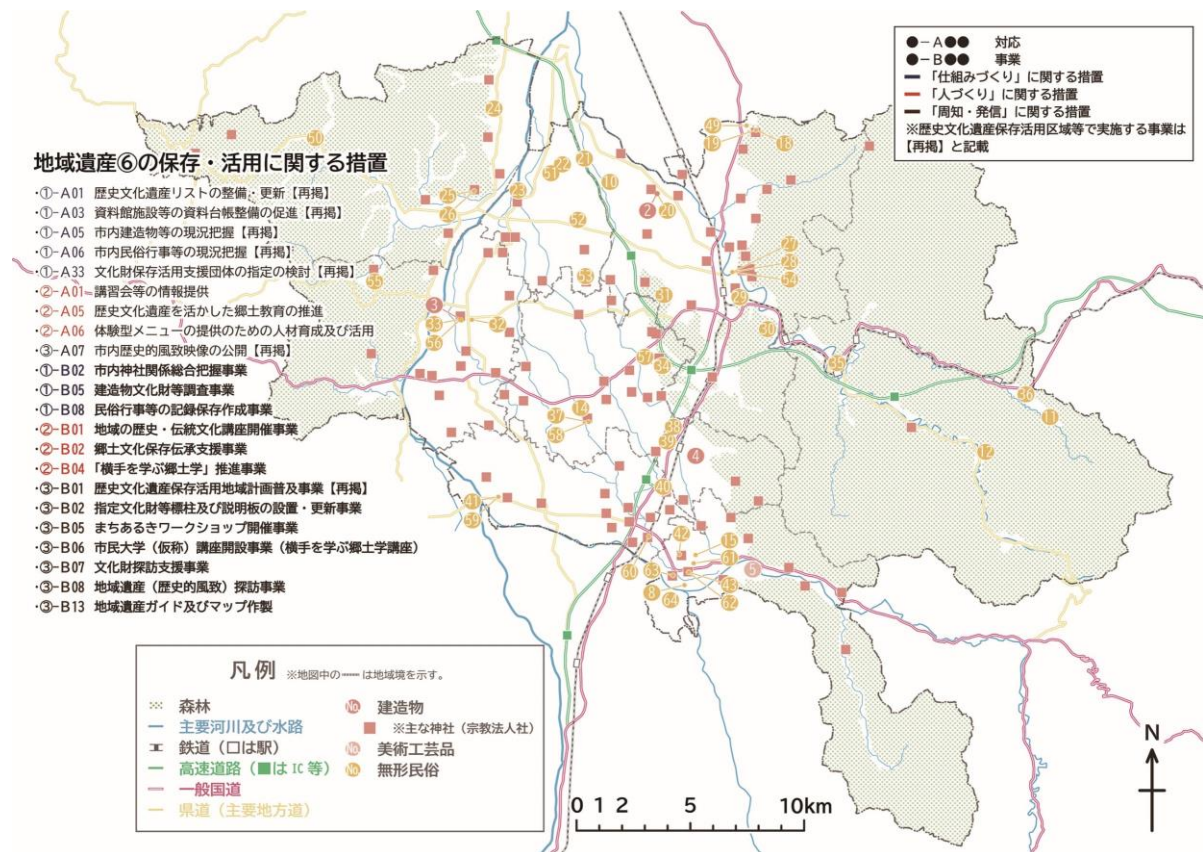
番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	①-1	①-B02	市内神社関係総合把握事業	横手市	R5	R6
02	①-2	①-B05	建造物文化財等調査事業	横手市	H29	R4
03	①-2	①-B08	民俗行事等の記録保存作成事業	横手市	R5	R9

②「人づくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	②-1	②-B01	地域の歴史・伝統文化講座開催事業【地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	②-1	②-B02	郷土文化保存伝承支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H18	R9
03	②-2	②-B04	「横手を学ぶ郷土学」推進事業【地域遺産共通】	横手市	H27	R10

③「周知・発信」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	③-2	③-B01	歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業【再掲・地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	③-3	③-B02	指定文化財等標柱及び説明板の設置・更新事業【地域遺産共通】	横手市	H17	R10
03	③-3	③-B05	まちあるきワークショップ開催事業【地域遺産共通】	横手市	R5	R9
04	③-3	③-B06	市民大学(仮称)講座開設事業(横手を学ぶ郷土学講座)【地域遺産共通】	横手市	R4	R6
05	③-3	③-B07	文化財探訪支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H17	R6
06	③-3	③-B08	地域遺産(歴史的風致)探訪事業【地域遺産共通】	横手市	H30	R9
07	③-3	③-B13	地域遺産ガイド及びマップ作製【地域遺産共通】	横手市	R4	R10



地域遺産⑥「近世由来の伝統文化とコミュニティ」に関する措置

3. 歴史文化遺産保存活用区域における措置

歴史文化遺産保存活用区域について、第5章5. で設定した方針のもと、第5章6. で述べた設定の考え方及び基本的な方向性を踏まえ、羽州街道歴史文化遺産保存活用区域、雄物川歴史文化遺産保存活用区域の両区域について計画期間中の実施方針及び措置を述べる。なお、各歴史文化遺産保存活用区域に関する措置について、全ての地域遺産に重複して位置付けられる措置は、事業名の後に【区域共通】と記載している。

■各歴史文化遺産保存活用区域共通の実施方針

- ・ 両区域内は、「第3次横手市観光振興計画」や「横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画」などに基づき、文化観光等の観光振興に関する取組みを推進していくために、主としてこれらの関連計画や「横手市歴史的風致維持向上計画」に位置づけられた事業を実施するほか、個々の歴史文化遺産や地域遺産に係る措置についても区域内を優先して実施する。
- ・ 国指定等文化財やマンガ原画等の訴求力の高い歴史文化遺産を核にして、地域遺産を活かした各種素材のパッケージ化を進めるほか、映像やガイドマップ等の作成や公開を行い、主要公共施設等において市内歴史的風致映像を公開し、周知を図る。歴史文化遺産保存活用区域内でのまちあるきモデルルートについても設定を進め、多言語に対応した広域観光案内板、地域観光案内板や周辺施設案内板の設置を進める。また、市内には、国内でも著名な人物や事跡に関する歴史文化遺産が多数存在するため、区域内の資料館施設での特別展等の開催や建造物の公開等により、多くの来街者に横手の歴史文化に触れる機会の創出を図る。
- ・ （一社）横手市観光推進機構などの観光関係団体や（一財）横手市増田まんが美術財団などの関係する団体との連携を深めるほか、「観光エキスパート制度」などを活用して体験型メニューの提供を検討するとともに、ガイド養成等を通じ、地域遺産を通して横手の魅力を発信できる人材の育成や確保に努める。
- ・ こうした活用を進めるにあたって、保存環境等に係る基盤を強化するため、アーカイブセンター機能や歴史文化遺産の保存・活用相談センター機能の導入のほか、建造物の維持や修理に関する相談機能を拡充させることで、歴史文化遺産の保存・活用を進めるにあたっての情報収集や困りごとを気軽に相談できる環境づくりを行う。これにあたっては保存団体等とも課題を共有し、後世への継承を図るための対策の検討も意識する。

「羽州街道歴史文化遺産保存活用区域」に関する措置

●計画期間中の実施方針

本区域は、横手市増田伝統的建造物群保存地区や横手地区で行われる「横手のかまくら」や「横手の送り盆行事」等の効果もあり、既に一定の来街者があるが、スポット的な観光が中心であり、区域内の回遊性が十分に図られているとは言い難い状況にある。

このため、文化観光等の観光振興に関する取組みを推進し、本区域内全体の回遊性の強化を図るほか、旧城下町一帯と、横手市増田伝統的建造物群保存地区及び横手市増田まんが美術館一帯の2つのエリアについては、重点的に徒歩によるまちなか回遊性の強化を図る。これにあたり、「横手市歴史的風致維持向上計画」等に位置付けられた羽黒町・上内町地区景観重点地区や増田地区景観重点地区の景観保全のほか、携帯端末による現地での情報発信を効果的に進めるため、公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を進める。また、来街者の快適な回遊を促すべく、交通アクセスの改善や歩行者空間の整備を進めるとともに、果樹栽培等の生産環境を一望できる丘陵地への展望スペースの整備について検討するなど、来街者の受入れ体制を整え、情報発信と合わせた措置を図る。

このほか、横手城跡や羽黒町の旧片野家住宅などの旧城下町一帯を核としたまちなか回遊性を強化するための面的な整備について検討する。また、横手市増田伝統的建造物群保存地区を核に、十字駅付近から吉乃鉱山跡付近までを連ねる手倉街道沿線の整備方針についても検討する。日本マンガ学会の開催など、会議や研修会等の全国的な大会等の誘致を図り、全国から集った参加者が本市の魅力を発信するサポーターとなることを目指す。

(1) 対応

①「仕組みづくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	①-2	①-A12	景観重要建造物の指定の検討【再掲】	横手市
02	①-2	①-A13	景観重点地区の追加の検討【再掲】	横手市
03	①-2	①-A14	歴史的風致形成建造物の指定の推進【再掲】	横手市
04	①-4	①-A33	文化財保存活用支援団体の指定の検討【再掲・区域共通】	横手市
05	①-4	①-A34	重要文化財等の防災訓練の実施支援【再掲・区域共通】	所有者等
06	①-4	①-A36	整備済みの防災施設の点検と啓発【再掲】	横手市
07	①-5	①-A37	旧石田理吉家の公開	横手市
08	①-5	①-A38	増田の町並みへの来街者受入れ基盤の整備支援	民間団体等
09	①-5	①-A39	増田の町並み内施設及びまんが美術館の連携強化	横手市
10	①-5	①-A40	横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画の改正の検討	横手市
11	①-6	①-A41	横手遺産(仮称)認定制度の創設【再掲・区域共通】	横手市

②「人づくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	②-2	②-A06	体験型メニューの提供のための人材育成及び活用【再掲・区域共通】	民間団体等

③「周知・発信」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	③-1	③-A01	修理事業説明会の開催【再掲】	横手市
02	③-1	③-A02	発掘調査現地説明会の開催【再掲・区域共通】	横手市
03	③-2	③-A05	歴史的建造物相談の拡充【区域共通】	民間団体等
04	③-3	③-A07	市内歴史的風致映像の公開【区域共通】	横手市
05	③-3	③-A09	石坂洋次郎文字記念館企画展	横手市
06	③-3	③-A10	展望台企画展の開催	横手市

(2) 事業

①「仕組みづくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	①-2	①-B04	旧片野家住宅調査事業【再掲】	横手市	R2	R3
02	①-2	①-B06	後三年合戦関連遺跡群調査事業【再掲・区域共通】	横手市	H22	R6
03	①-2	①-B07	マンガ原画調査研究等事業【再掲】	横手市	R4	R6
04	①-3	①-B11	横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業【再掲】	横手市	H26	R9
05	①-3	①-B15	マンガ原画の収蔵とアーカイブ事業【再掲】	横手市	R1	R10
06	①-3	①-B21	重要文化財旧松浦家住宅保存修理事業【再掲】	所有者等	R7	R10
07	①-3	①-B22	マンガ原画アーカイブセンター運営事業	民間団体等	R2	R6
08	①-3	①-B23	羽黒町・上内町地区景観重点地区景観形成事業	所有者等	H26	R9
09	①-3	①-B24	増田地区景観重点地区景観形成事業	所有者等	R1	R9
10	①-4	①-B26	横手市増田伝統的建造物群保存地区防災・防犯意識啓発支援事業【再掲】	所有者等	H26	R10
11	①-4	①-B27	重要文化財旧松浦家住宅防災施設等整備事業【再掲】	所有者等	R3	R10
12	①-5	①-B28	旧片野家住宅保存・活用方針検討事業【再掲】	横手市	R2	R4
13	①-5	①-B29	旧片野家住宅整備事業【再掲】	横手市	R4	R6
14	①-5	①-B30	国史跡大鳥井山遺跡整備基本計画策定事業【再掲】	横手市	R7	R8
15	①-5	①-B32	2次アクセス連携事業	横手市	R3	R3
16	①-5	①-B33	北部重点区域環境整備検討事業	横手市	R2	R4
17	①-5	①-B34	増田の町並み回遊性向上事業	横手市	R3	R5
18	①-5	①-B35	まんが美術館を中核とした文化観光推進事業【区域共通】	横手市	R2	R6
19	①-5	①-B36	魅力増進マーケティング調査事業【区域共通】	横手市	R3	R6
20	①-5	①-B37	都市計画道路八幡根岸線事業	秋田県	H29	R6
21	①-5	①-B38	果樹園景観眺望視点場整備事業	横手市	R4	R5
22	①-5	①-B39	マンガの蔵収蔵庫拡充整備検討事業	横手市	R5	R6
23	①-5	①-B40	手倉街道沿線環境整備検討及び整備事業	横手市	R6	R9

②「人づくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間 開始 終了	
01	②-1	②-B03	横手市増田伝統的建造物群保存地区保存団体育成支援事業【再掲】	所有者等	H26	R10
02	②-2	②-B05	大学等連携事業【再掲・区域共通】	横手市	R3	R6
03	②-2	②-B06	ガイド養成事業【区域共通】	横手市	R1	R9
04	②-2	②-B07	日本マンガ学会開催による魅力増進事業	横手市	R4	R4

③「周知・発信」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間 開始 終了	
01	③-2	③-B01	歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業【再掲・区域共通】	横手市	R3	R10
02	③-3	③-B07	文化財探訪支援事業【再掲・区域共通】	民間団体等	H17	R6
03	③-3	③-B08	地域遺産(歴史的風致)探訪事業【再掲・区域共通】	横手市	H30	R9
04	③-3	③-B10	ふるさと再発見地域探訪支援事業【再掲】	民間団体等	H23	R4
05	③-3	③-B11	りんごの歴史探訪支援事業【再掲】	所有者等	R1	R5
06	③-3	③-B12	後三年合戦周知事業【再掲・区域共通】	横手市	H21	R6
07	③-3	③-B13	地域遺産ガイド及びマップ作製【再掲・区域共通】	横手市	R4	R10
08	③-3	③-B14	歴史文化遺産保存活用区域内の案内板設置事業【区域共通】	横手市	R2	R9
09	③-3	③-B15	歴史文化遺産保存活用区域の情報発信事業(歴史的風致等情報発信事業) 【区域共通】	横手市	R1	R9
10	③-3	③-B16	りんごまつり開催支援事業	所有者等	S41	R9
11	③-3	③-B17	増田の町並み記録動画更新及び活用事業	横手市	R5	R10
12	③-3	③-B18	まんが美術館 PR サポーター事業【区域共通】	横手市	R1	R10

「雄物川歴史文化遺産保存活用区域」に関する措置

●計画期間中の実施方針

本区域では、保呂羽山波宇志別神社や沼館城跡、雄物川流域に広がる鹿島行事など、特徴的な歴史文化遺産が多くあり、観光振興に寄与すると想定される要素もみられる。しかし、多くの来街者が訪れているとは言い難く、把握や調査等についても強化の余地があるほか、主要な歴史文化遺産についても視認性の向上が必要である。

このため、今後文化観光等の観光振興に関する取組みを推進していくために必要な把握や調査、価値付け等を優先して進め、将来的な回遊性の強化を図るための基盤整備を行う。波宇志別神社神楽殿の保存修理を進めるほか、「横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画」や「横手市歴史的風致維持向上計画」等に基づく措置についても、主としてソフト事業を中心に進め、周知・発信を強化することで、本区域の持つ歴史的な重要性の周知に努める。案内板の増設等を実施するなど、視認性向上を意識した措置も実施する。

地域遺産の方針において学びの拠点として位置付けた雄物川郷土資料館等の資料館施設へ、歴史文化遺産保存・活用相談センター機能やアーカイブセンター機能の導入を図り、所有者等が相談しやすい環境構築のほか、歴史文化遺産に係る多様な情報発信に努める。

(1) 対応

①「仕組みづくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	①-4	①-A33	文化財保存活用支援団体の指定の検討【再掲・区域共通】	横手市
02	①-4	①-A34	重要文化財等の防災訓練の実施支援【再掲・区域共通】	所有者等
03	①-6	①-A41	横手遺産(仮称)認定制度の創設【再掲・区域共通】	横手市

②「人づくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	②-1	②-A03	雄勝城推定地の調査協力【再掲】	民間団体等
02	②-2	②-A06	体験型メニューの提供のための人材育成及び活用【再掲・区域共通】	民間団体等

③「周知・発信」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	③-1	③-A02	発掘調査現地説明会の開催【再掲・区域共通】	横手市
02	③-1	③-A03	文化財アーカイブセンター機能の導入	横手市
03	③-2	③-A04	歴史文化遺産保存・活用相談センター機能の導入	横手市
04	③-2	③-A05	歴史的建造物相談の拡充【区域共通】	民間団体等
05	③-3	③-A07	市内歴史的風致映像の公開【区域共通】	横手市
06	③-3	③-A08	雄物川郷土資料館企画展の開催	横手市
07	③-3	③-A11	むのたけじ「たいまつ記念室」の公開	横手市

(2) 事業

①「仕組みづくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	①-2	①-B06	後三年合戦関連遺跡群調査事業【再掲・区域共通】	横手市	H22	R6
02	①-3	①-B20	重要文化財波宇志別神社神楽殿修理事業【再掲】	所有者等	R6	R7
03	①-5	①-B35	まんが美術館を中核とした文化観光推進事業【区域共通】	横手市	R2	R6
04	①-5	①-B36	魅力増進マーケティング調査事業【区域共通】	横手市	R3	R6

②「人づくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	②-2	②-B05	大学等連携事業【再掲・区域共通】	横手市	R3	R6
02	②-2	②-B06	ガイド養成事業【区域共通】	横手市	R1	R9

③「周知・発信」に関する事業

番号	方針	措置番号	事業名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	③-2	③-B01	歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業【再掲・区域共通】	横手市	R3	R10
02	③-3	③-B07	文化財探訪支援事業【再掲・区域共通】	民間団体等	H17	R6
03	③-3	③-B08	地域遺産(歴史的風致)探訪事業【再掲・区域共通】	横手市	H30	R9
04	③-3	③-B12	後三年合戦周知事業【再掲・区域共通】	横手市	H21	R6
05	③-3	③-B13	地域遺産ガイド及びマップ作製【再掲・区域共通】	横手市	R4	R10
06	③-3	③-B14	歴史文化遺産保存活用区域内の案内板設置事業【区域共通】	横手市	R2	R9
07	③-3	③-B15	歴史文化遺産保存活用区域の情報発信事業(歴史的風致等情報発信事業)【区域共通】	横手市	R1	R9
08	③-3	③-B18	まんが美術館 PR サポーター事業【区域共通】	横手市	R1	R10

歴史文化遺産保存活用区域で実施を予定する措置

- A ● ● 対応
- B ● ● 事業
- 「仕組みづくり」に関する措置
- 「人づくり」に関する措置
- 「周知・発信」に関する措置
- ※地域遺産等で実施する事業は「再掲」と記載

雄物川歴史文化遺産保存活用区域における措置

- ①-A34 重要文化財等の防災訓練の実施支援【再掲】
- ①-B20 重要文化財波子志別神社神楽殿修理事業【再掲】
- ③-A03 文化財アーカイブセンター機能の導入
- ③-A04 歴史文化遺産保存・活用相談センター機能の導入
- ③-A08 雄物川郷土資料館企画展の開催
- ①-B06 後三年合戦関連遺跡群調査事業【再掲】
- ③-A11 むのたけ「たいまつ記念室」の公開
- ②-A03 雄勝城推定地の調査協力【再掲】

両区域内に共通する措置

- ①-A33 文化財保存活用支援団体の指定の検討【再掲】
- ①-A41 横手遺産（仮称）認定制度の創設【再掲】
- ②-A06 体験型メニューの提供のための人材育成及び活用【再掲】
- ③-A02 発掘調査現地説明会の開催【再掲】
- ③-A05 歴史的建造物相対の拡充
- ③-A07 市内歴史的風致映像の公開
- ①-B35 まんが美術館を中核とした文化観光推進事業
- ①-B36 魅力増進マーケティング調査事業
- ②-B05 大学等連携事業【再掲】
- ②-B06 ガイド養成事業
- ③-B01 歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業【再掲】
- ③-B07 文化財探訪支援事業【再掲】
- ③-B08 地域遺産（歴史的風致）探訪事業【再掲】
- ③-B12 後三年合戦周知事業【再掲】
- ③-B13 地域遺産ガイド及びマップ制作【再掲】
- ③-B14 歴史文化遺産保存活用区域の案内板設置事業
- ③-B15 歴史文化遺産保存活用区域の情報発信事業（歴史的風致等情報発信事業）
- ③-B18 まんが美術館 PR サポート事業

- 凡例
- 森林
 - 主要河川及び水路
 - 鉄道（口は駅）
 - 高速道路（■はIC等）
 - 一般国道
 - 県道（主要地方道）
 - 雄平フルーツライン
 - 歴史文化遺産保存活用区域の範囲
 - 活用区域の範囲
 - 参考
 - 重点区域の範囲
 - 横手市歴史的風致維持向上計画
 - 主な国指定等
 - 建造物
 - ※主な神社（宗教法人社）
 - 美術工芸品
 - 有形民俗
 - 遺跡
 - ※主な中世城館
 - 名勝地
 - 動物、植物、地質鉱物
 - 文化的景観
 - 伝統的建造物群
- ※地図中の「-----」は地域境を示す。

羽州街道歴史文化遺産保存活用区域における措置

- ①-B06 後三年合戦関連遺跡群調査事業【再掲】
- ①-B30 国史跡大鳥井山遺跡整備基本計画策定事業【再掲】
- ③-A09 石坂洋次郎文学記念館企画展
- ③-A37 都市計画道路八幡坂線事業
- ③-A10 展望台企画展の開催
- ①-B33 北郷重点地区環境整備検討事業
- ①-B23 羽黒町・上内町地区景観重点地区景観形成事業
- ①-B04 旧片野家住宅調査事業【再掲】
- ①-B28 旧片野家住宅保存・活用方針検討事業【再掲】
- ①-B29 旧片野家住宅整備事業【再掲】
- ①-B38 果樹園景観眺望視点整備事業
- ③-B16 りんごまつり開催支援事業
- ①-A36 整備済みの防災施設の点検と啓発【再掲】
- ①-A37 旧石田理吉家の公開
- ①-A38 増田の町並みへの来街者受入れ基盤の整備支援
- ③-A01 修理事業説明会の開催【再掲】
- ①-B11 横手市増田伝統的建造物群保存地区修理事業【再掲】
- ①-B26 横手市増田伝統的建造物群保存地区防災・防犯意識啓発支援事業【再掲】
- ②-B03 横手市増田伝統的建造物群保存地区保存団体育成事業【再掲】
- ③-B17 増田の町並み記録動画更新及び活用事業
- ①-A34 重要文化財等の防災訓練の実施支援【再掲】
- ①-B21 重要文化財旧松浦家住宅保存修理事業【再掲】
- ①-B27 重要文化財旧松浦家住宅防火施設等整備事業【再掲】
- ①-B07 マンガ原画調査研究等事業【再掲】
- ①-B15 マンガ原画の収蔵とアーカイブ事業【再掲】
- ①-B22 マンガ原画アーカイブセンター運営事業
- ②-B07 日本マンガ学会開催による魅力増進事業
- ①-B24 増田地区景観重点地区景観形成事業
- ①-B34 増田の町並み回遊性向上事業
- ③-B10 ふるさと再発見地域探訪支援事業【再掲】
- ①-A12 景観重要建造物の指定の検討【再掲】
- ①-A13 景観重点地区の追加の検討【再掲】
- ①-A14 歴史的風致形成建造物の指定の推進【再掲】
- ①-A39 増田の町並み施設及びまんが美術館の連携強化
- ①-A40 横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画の改正の検討
- ①-B32 2次アクセス連携事業
- ①-B39 マンガの蔵取蔵庫拡充整備検討事業
- ①-B40 手倉街道沿線環境整備検討及び整備事業
- ③-B11 りんごの歴史探訪支援事業【再掲】

4. 措置の一覧

これまでに述べた、計画期間中に位置づける措置の一覧を、第5章で述べた方針毎に一覧にした。

■措置の一覧表について

- ・原則として、本章冒頭で述べた「■各項における措置の表について」の記載方式に即している。
- ・「対応」及び「事業」のいずれについても、「措置対象区分」の列に「●」を付したものが、主として位置付けている区分であり、「○」の付されたものは「再掲」として位置付けたものである。
- ・「財源」の列に「検討中」とあるものは、詳細は未定だが補助事業の活用を検討しているものである。
- ・備考欄には当該措置が位置付けられている関連計画や例規等を記載する。このうち、横手市歴史的風致維持向上計画には、「※○-○」の形式で当該計画における事業番号を記載している。また、国庫補助事業等の活用を予定する場合は、検討中の補助事業名を●の後に太字で示した。

(1) 対応

番号	方針	措置 番号	措置概要				措置対象区分								備考	
			措置名	概要	実施 主体	財 源	個々の歴史文化遺産	地域遺産						歴史文化遺産保存活用区域		
								地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道		雄物川
01	①-1	①-A01	歴史文化遺産リストの整備・更新	把握している歴史文化遺産について、リストに基づき写真を含めデータ化し、公開を視野に常時更新を行う。	横手市	市単独	●	○	○	○	○	○	○			
02	①-1	①-A02	市内遺跡地図台帳整備の促進	市内埋蔵文化財分布調査事業等の調査によって得られた事項を基に遺跡地図の更新を進め、台帳整備を促進する。	横手市	市単独	●									
03	①-1	①-A03	資料館施設等の資料台帳整備の促進	市内各資料館施設の文化財資料について、資料台帳を適切に管理し、資料整理及び展示替えを行う。	横手市	市単独	●	○	○	○	○	○	○			
04	①-1	①-A04	市指定文化財等の現状把握	市指定文化財の現状を改めて確認したうえで、必要に応じ、指定解除や保存管理等の指導を実施する。	横手市	市単独	●									
05	①-1	①-A05	市内建造物等の現状把握	これまでに調査が行われた建造物等の歴史文化遺産について、現況のローリング調査を実施する。調査は、5年毎の実施を目途とする。	横手市	市単独	●		○				○	○		
06	①-1	①-A06	市内民俗行事等の現状把握	縮小および中断する事例が増加している民俗行事について現状を把握し、記録・支援のための基礎資料とする。	横手市	市単独	●				○		○			
07	①-1	①-A07	公共施設及び学校等美術品等の現状把握	市内の公共施設及び小中学校等に所在する美術工芸品等の所在調査を実施する。	横手市	市単独	●									

番号	方針	措置 番号	措置概要				措置対象区分										備考
			措置名	概要	実施 主体	財源	個々の 歴史文化 遺産	地域遺産					歴史文化 遺産保存 活用区域				
								地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川		
08	①-1	①-A08	トミヨ属生息状況の把握	県指定天然記念物である「トミヨ及びイバラトミヨ生息地」において、水位や水温等の状況確認を実施し、生息環境を継続して把握する。	横手市	市単独											
09	①-2	①-A09	横手市文化財保護審議会の開催と機能強化	横手市文化財保護審議会の機能を強化し、審議内容の見直しとともに積極的な調査や上位指定の推進を図る。	横手市	市単独	●										
10	①-2	①-A10	文化財指定の推進と指定基準の検討	歴史文化遺産の詳細調査を実施し、その価値に応じて指定を推進する。指定基準や指定候補の選定基準について、現況に即した見直しを図り、典型的・地域的アンバランスの解消も意識する。	横手市	市単独	●										
11	①-2	①-A11	後三年合戦関連遺跡指導委員会及び後三年合戦関連史跡検討会の開催	後三年合戦関連遺跡の調査及び活用について検討し、適切な調査計画及び調査成果の把握に努める。	横手市	国		●									●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁）
12	①-2	①-A12	景観重要建造物の指定の検討	景観法、横手市景観計画に基づく景観重要建造物の指定について検討する。	横手市	市単独			●				●		○		・横手市都市計画マスタープラン ・横手市景観計画
13	①-2	①-A13	景観重点地区の追加の検討	景観重点地区の追加について検討する。	横手市	市単独			●						○		・横手市都市計画マスタープラン ・横手市景観計画
14	①-2	①-A14	歴史的風致形成建造物の指定の推進	横手市歴史的風致維持向上計画における重点区域内で、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致形成建造物の指定を進める。	横手市	市単独			●				●		○		・横手市歴史的風致維持向上計画
15	①-3	①-A15	横手市伝統的建造物群保存審議会の開催	横手市伝統的建造物群保存審議会を開催し、伝統的建造物群保存地区の運用に関する協議を行うとともに、適切な修理事業の実施に努める。	横手市	市単独	●										・横手市伝統的建造物群保存地区保存条例
16	①-3	①-A16	横手市歴史文化遺産保存活用推進協議会の開催	横手市歴史文化遺産保存活用推進協議会を開催し、横手市歴史文化遺産保存活用地域計画の変更又は実施に係る協議を行う。	横手市	市単独	●										・横手市歴史文化遺産保存活用推進協議会設置要綱
17	①-3	①-A17	横手市歴史的風致維持向上協議会の開催	横手市歴史的風致維持向上協議会を開催し、横手市歴史的風致維持向上計画の変更又は実施等に係る協議を行う。	横手市	市単独	●										・横手市歴史的風致維持向上協議会設置規則
18	①-3	①-A18	横手市郷土資料館施設運営協議会の開催	横手市郷土資料館施設運営協議会を開催し、資料の収集、展示及び運営等に関する協議を行う。	横手市	市単独	●										・横手市郷土資料館施設設置条例

番号	方針	措置 番号	措置概要				措置対象区分										備考
			措置名	概要	実施 主体	財源	個々の 歴史文化 遺産	地域遺産						歴史文化 遺産保存 活用区域			
								地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川		
19	①-3	①-A19	石坂洋次郎文学記念館施設運営協議会の開催	石坂洋次郎文学記念館施設運営協議会を開催し、資料の収集、展示及び運営等に関する協議を行う。	横手市	市単独	●										・横手市石坂洋次郎文学記念館設置条例
20	①-3	①-A20	横手市展望台展示資料協議会の開催	横手市展望台展示資料協議会を開催し、横手公園展望台の展示資料の選定、収集及び展示方法を協議する。	横手市	市単独	●										・横手市都市公園条例
21	①-3	①-A21	平鹿農村文化伝承館運営協議会の開催	平鹿農村文化伝承館運営協議会を開催し、施設運営方針等の協議を行う。	横手市	市単独	●										・横手市平鹿農村文化伝承館設置条例
22	①-3	①-A22	横手市増田まんが美術館運営協議会の設置	資料の収集、展示及び指定管理施設運営等を円滑に行うため、美術館運営協議会の設置を検討する。	横手市	市単独	●										
23	①-3	①-A23	横手市歴史文化遺産保存活用地域計画の進捗管理	横手市歴史文化遺産保存活用地域計画の進捗管理を実施し、進捗評価を公表する。	横手市	市単独	●										
24	①-3	①-A24	横手市歴史的風致維持向上計画の進捗管理	横手市歴史的風致維持向上計画の進捗管理を実施し、進捗評価を公表する。	横手市	市単独	●										・横手市歴史的風致維持向上計画
25	①-3	①-A25	横手市増田まんが美術館の運営方針の点検と評価の実施	美術館の運営について、外部の関係者も交えた点検、評価を行い、利用者等のニーズの把握や運営へ反映させ、地域と連携した美術館づくりを行う。	横手市	市単独	●										
26	①-3	①-A26	歴史文化遺産等関連例規の見直し	歴史文化遺産及び資料館施設等に関する例規について、現状に即した見直しを行う。	横手市	市単独	●										
27	①-3	①-A27	歴史文化遺産の公有化基準の検討	個人等が所有する歴史文化遺産の保存が困難になった場合に公有化を行う際の寄付の受入れや購入等の基準に関する例規等の整備を検討する。	横手市	市単独	●										
28	①-3	①-A28	文化財保護管理指導員設置の検討	文化財保護法に基づく文化財保護管理指導員の設置を検討する。文化財パトロールを通じて、指定等歴史文化遺産に関する現況把握を行い、保存・活用等の相談業務を担うことも想定する。	横手市	市単独	●										
29	①-3	①-A29	資料館施設統廃合の検討	資料館施設等について、統廃合も含めた検討を行うとともに、収蔵資料の整理・保管作業の見直しを進め、管理状況の改善を図る。必要に応じ施設整備やガイダンス施設等の設置も検討する。	横手市	市単独	●										

番号	方針	措置 番号	措置概要				措置対象区分								備考	
			措置名	概要	実施 主体	財源	個々の 歴史文化遺産	地域遺産					歴史文化 遺産保存 活用区域			
								地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道		雄物川
30	①-4	①-A30	文化財所有者等に対する防火対策指導の徹底	指定等文化財管理者への防火対策の指導を徹底する。	横手市	市単独	●									
31	①-4	①-A31	史跡、名勝、天然記念物の災害への対策	指定等史跡、名勝、天然記念物等に関する災害への対策を進める。	横手市	市単独	●									
32	①-4	①-A32	市指定美術工芸品等の防災防犯に関する普及啓発	市指定美術工芸品等の防災防犯対策の啓発を進め、防犯カメラや施錠装置等の設置による盗難・毀損防止措置も検討する。	横手市	市単独	●									
33	①-4	①-A33	文化財保存活用支援団体の指定の検討	保存・活用のほか、防災対策や災害時における迅速な対応を行うことが可能な体制を構築するために、文化財保存活用支援団体の指定を検討する。	横手市	市単独	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
34	①-4	①-A34	重要文化財等の防災訓練の実施支援	文化財防火デー等に合わせ、波宇志別神社神楽殿などの重要文化財等における、消火訓練や避難訓練等の実施を支援し、意識啓発を図る。このほか、美術工芸品等の防災訓練も適宜実施を促す。	所有者等	市単独	●	○	○		○	○		○	○	
35	①-4	①-A35	建築基準法適用除外の方針の検討	「横手市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例」の追加方針を検討する。	横手市	市単独			●			●				
36	①-4	①-A36	整備済みの防災施設の点検と啓発	令和2年度までに整備を実施した横手市増田伝統的建造物群保存地区内の防災施設等について、発災時に迅速な対応が行えるように機器点検や使用方法の確認・啓発を行う。	横手市	市単独			●			●		○		・文化財保存事業費関係補助金交付要綱（第4条特殊条件（21））
37	①-5	①-A37	旧石田理吉家の公開	伝統的建造物群保存地区内の市指定建造物である市所有の旧石田理吉家を公開する。	横手市	市単独								●		
38	①-5	①-A38	増田の町並みへの来街者受入れ基盤の整備支援	蔵の駅・ほたる等の観光案内施設を有効活用し、伝統的建造物群への来街者の利便性を向上させる。また、個人公開の所有者に関する連絡・調整業務を行う。	民間団体等	市単独								●		
39	①-5	①-A39	増田の町並み内施設及びまんが美術館の連携強化	（一社）増田町観光協会、（一財）横手市増田まんが美術財団及び行政担当部署による定例会を開催し、観光動向や地域の活用戦略に関する協議と情報共有を行う。	横手市	市単独								●		
40	①-5	①-A40	横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画の改正の検討	現在の横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画の見直しを適宜行う。その際、活用事業計画の追加について検討する。	横手市	市単独								●		

番号	方針	措置 番号	措置概要				措置対象区分								備考		
			措置名	概要	実施 主体	財源	個々の 歴史文化 遺産	地域遺産					歴史文化 遺産保存 活用区域				
								地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道		雄物川	
41	①-6	①-A41	横手遺産（仮称）認定制度の創設	本計画で地域遺産として設定したものを除く、市民にとって大切なテーマと、これに沿った歴史文化遺産のまとまりを「横手遺産」として認定する制度を創設する。当面は、制度設計を検討する。	横手市	市単独	●								○	○	
42	②-1	②-A01	講習会等の情報提供	公民館や地域団体等が主催する縄ない体験や鹿島人形製作体験などの講座について、広く情報提供を行う。	民間団体等	市単独		●	●	●	●	●	●				
43	②-1	②-A02	ヘリテージマネージャーの育成支援	秋田県建築士会が実施する、歴史的建造物等の保存活用に係る専門家である「ヘリテージマネージャー」の養成を支援する。多様な類型の歴史文化遺産を保存・活用し、地域づくりに活かせるヘリテージマネージャーの育成に努める。	民間団体等	市単独			●				●				
44	②-1	②-A03	雄勝城推定地の調査協力	奈良時代に設置したとされる雄勝城について、雄物川地域において民間団体と地元有志らが実施する調査に対し協力する。	民間団体等	市単独		●								○	
45	②-1	②-A04	修理技術者講習会の開催	伝統的建造物群保存地区の概要や制度に関する周知と共に、修理技術の継承を図るため、横手市増田伝統的建造物群保存地区の修理を行う技術者に対する講習会を実施する。	横手市	市単独			●				●				
46	②-2	②-A05	歴史文化遺産を活かした郷土教育の推進	市内小中学校の郷土学習において、増田の町並みをはじめとする歴史文化遺産や地域遺産を活用して、地域の歴史文化や魅力を生徒に感じてもらうことで郷土愛の醸成を図る。	横手市	市単独		●	●	●	●	●	●	●			
47	②-2	②-A06	体験型メニューの提供のための人材育成及び活用	来街者が現地での体験や案内を通じて当地に息づく地域の本質に触れる機会を提供できるよう、（一社）横手市観光推進機構が実施する観光エキスパート制度等を利用したメニュー構築や人材育成に努める。また、多様な各分野に通じた人材を紹介する。	民間団体等	市単独		●	●	●	●	●	●	●	○	○	・第3次横手市観光振興計画
48	②-3	②-A07	歴史まちづくり連絡調整会議の開催	歴史まちづくりに関する施策の情報共有、及び措置の進捗状況を確認する庁内関連課会議を実施し、連携体制を深める。	横手市	市単独	●										
49	③-1	③-A01	修理事業説明会の開催	伝統的建造物群保存地区内の建造物をはじめとする歴史文化遺産の修理現場において、概要や技術的な周知を図るための説明会を実施する。	横手市	市単独			●				●		○		
50	③-1	③-A02	発掘調査現地説明会の開催	埋蔵文化財発掘調査の現地調査終了時において、調査成果の概要を周知するための説明会を開催する。	横手市	市単独		●							○	○	

番号	方針	措置 番号	措置概要				措置対象区分								備考		
			措置名	概要	実施 主体	財源	個々の 歴史文化 遺産	地域遺産						歴史文化 遺産保存 活用区域			
								地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道		雄物川	
51	③-1	③-A03	文化財アーカイブセンター機能の導入	資料館施設等にアーカイブセンター機能を導入し、多様な歴史文化遺産や地域遺産の概要のほか、既存の調査成果を集積、デジタルデータとして取りまとめを行い、市のホームページ等を利用して公開を進める。雄物川郷土資料館での設置を検討する。	横手市	市単独										●	
52	③-2	③-A04	歴史文化遺産保存・活用相談センター機能の導入	資料館施設等に歴史文化遺産の保存活用相談センター機能を導入し、有形文化財の保存・活用や民俗芸能のほか、伝承行事に関する相談にも対応する。雄物川郷土資料館での設置を検討する。	横手市	市単独										●	
53	③-2	③-A05	歴史的建造物相談の拡充	これまで伝統的建造物群保存地区で実施してきた保存や修理修景に係る相談業務の対象を全市に拡充する。ヘリテージマネージャー等の専門的知見を持つ人材に協力を求める。	横手市	市単独									●	●	
54	③-3	③-A06	歴史まちづくりの取組みに関する周知・発信	横手市が実施する歴史まちづくりに関する小冊子や概要版・解説書・パンフレット等を作成し周知・発信を図る。	民間団体等	市単独	●										
55	③-3	③-A07	市内歴史的風致映像の公開	令和２年度までに作成した市内の歴史的風致映像を、市内の主要な公共施設において公開・活用する。	横手市	市単独		○	○	○	○	○	○	○	●	●	・横手市歴史的風致維持向上計画
56	③-3	③-A08	雄物川郷土資料館企画展の開催	発掘調査成果や時々の話題に応じた企画展を実施する。	横手市	市単独										●	
57	③-3	③-A09	石坂洋次郎文学記念館企画展	石坂洋次郎の作品等を紹介する企画展を実施する。	横手市	市単独									●		
58	③-3	③-A10	展望台企画展の開催	時々の話題に応じた企画展を実施する。	横手市	市単独									●		
59	③-3	③-A11	むのたけじ「たいまつ記念室」の公開	雄物川図書館において、むのたけじに係る資料を展示する「たいまつ記念室」を公開する。	横手市	市単独										●	

(2) 事業

番号	方針	措置 番号	措置概要							措置対象区分								備考
			措置名	概要	実施 主体	財 源	開 始	終 了	個 々の 歴史文化 遺産	地域遺産						歴史文化 遺産保存 活用区域		
										地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川	
01	①-1	①-B01	市内埋蔵文化財分布調査事業	開発行為にあたり、埋蔵文化財の存在を把握するための調査。関係機関や民間が実施する開発行為の計画を随時把握し、遺跡地図に基づく適切な分布調査を実施する。	横手市	国・県	H17	R10	●									・文化財保護法 ●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●文化財保護管理費補助金（県）
02	①-1	①-B02	市内神社関係総合把握事業	総合的把握が不十分な市内の神社等の建造物や行事等のほか、関連する美術工芸品について総合的な把握を行う。なお、実施にあたっては、ヘリテージマネージャー等の協力を求め、人材育成も視野に入れて実施する。	横手市	検討中	R5	R6					●		●			
03	①-2	①-B03	市内遺跡本調査事業	県営ほ場整備事業に伴う埋蔵文化財の緊急発掘調査等。開発行為により遺跡が消滅する区域において、必要に応じ埋蔵文化財発掘調査を実施し、記録保存するもの。秋田県から本市への委託事業として実施する。	横手市	県	H17	R10	●									・文化財保護法 ・受益者負担分について国庫補助対象 ●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●文化財保護管理費補助金（県）
04	①-2	①-B04	旧片野家住宅調査事業	大学等の有識者による旧片野家住宅の詳細調査を実施し、学術的価値を明らかにする。図面作成等は、ヘリテージマネージャーの協力を得る。	横手市	市単独	R2	R3			●						○	
05	①-2	①-B05	建造物文化財等調査事業	市内歴史的建造物の調査を実施し、文化財的価値付け等による保護措置を図る。調査は、ヘリテージマネージャーの協力を得て進め、地域遺産を構成する建造物等を優先する。	横手市	市単独	H29	R4			●				●	●		・横手市歴史的風致維持向上計画※1-6
06	①-2	①-B06	後三年合戦関連遺跡群調査事業	推定地となっている金沢柵をはじめとした後三年合戦関連遺跡について、科学的な方法に基づいた発掘調査を行う。金沢城跡の調査終了後は沼館城跡の内容把握のための発掘調査を実施する。	横手市	国・県	H22	R6		●							○	○ ・横手市歴史的風致維持向上計画※1-7 ●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●文化財保護管理費補助金（県）
07	①-2	①-B07	マンガ原画調査研究等事業	原画の魅力や色彩の劣化、学術的価値等に関する調査研究を行い、成果公表を行う。	横手市	市単独	R4	R6							●		○	

番号	方針	措置 番号	措置概要							措置対象区分								備考	
			措置名	概要	実施 主体	財 源	開 始	終 了	個々の歴史文化遺産	地域遺産					歴史文化遺産保存活用区域				
										地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川		
08	①-2	①-B08	民俗行事等の記録保存作成事業	市指定の民俗行事を中心に、指導風景、道具製作、実演までの状況を記録し、デジタルアーカイブ化して継承とともに価値の検証等行う。	横手市	検討中	R5	R9											
09	①-3	①-B09	指定文化財等の修理等支援事業	文化財保護法や横手市文化財保護条例等に基づき市指定文化財等の修理や用具修理に対し補助を行う。可能な場合、財団等助成事業も活用する。	所有者等	市単独	H17	R10	●										・横手市文化財保護条例
10	①-3	①-B10	地域づくり市民活動支援事業	地域課題の解決及び地域の活性化を図る活動を行う団体等の事業に対し、経費の補助を行う。	所有者等	市単独	H30	R10	●										
11	①-3	①-B11	横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業	横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画で特定されている伝統的建造物の修理及びそれ以外の建造物等の修景を行う所有者への支援、市所有の伝統的建造物の修理を行う。また、耐震診断や耐震補強についても必要に応じ行う。	横手市	国・県	H26	R9		●					●		○		・横手市歴史的風致維持向上計画※1-1 ・横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画 ●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●重要伝統的建造物群保存地区整備費補助金（県）
12	①-3	①-B12	吉田城跡管理事業	県指定史跡である吉田城跡の草刈り・殺虫剤散布を地域と共同で行い、史跡の保全を行うことで、来街者が見学しやすい環境を整える。	横手市	市単独	H17	R6		●									
13	①-3	①-B13	秀衡街道保全管理事業	秀衡街道の主要な地点について、草刈り等の保全を行い、来街者が見学しやすい環境を整える。	民間団体等	市単独	R1	R6		●									
14	①-3	①-B14	県指定天然記念物生息環境保全事業	トミコ属魚類等の生息環境を保全するため、琵琶沼等の定期的な温度・水位観測のほか、必要に応じて潜水による営巣確認や片口漁網等による採捕調査や水質検査を実施する。	横手市	市単独	H30	R6							●				
15	①-3	①-B15	マンガ原画の収蔵とアーカイブ事業	郷土出身作家や関係性の高い作家、郷土を題材にしたマンガ作品等の原画を収蔵し、後世へ繋げるアーカイブを行うと共に、収蔵原画を広くまちづくりに活用する。	横手市	市単独	R1	R10							●		○		
16	①-3	①-B16	波宇志別神社神楽殿維持管理支援事業	重要文化財である波宇志別神社神楽殿の維持管理を支援する。	所有者等	国・県	H17	R10					●						●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●文化財保護管理費補助金（県）

番号	方針	措置 番号	措置概要							措置対象区分								備考
			措置名	概要	実施 主体	財 源	開 始	終 了	個々の歴史文化遺産	地域遺産					歴史文化遺産保存活用区域			
										地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川	
17	①-3	①-B17	旧日新館維持管理支援事業	県指定建造物である旧日新館の維持管理を支援する。	所有者等	県	H17	R10										●文化財保護管理費補助金（県）
18	①-3	①-B18	佐藤家住宅維持管理支援事業	重要文化財である佐藤家住宅の維持管理を支援する。	所有者等	国・県	H30	R10										●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●文化財保護管理費補助金（県）
19	①-3	①-B19	旧松浦家住宅維持管理支援事業	重要文化財である旧松浦家住宅の維持管理を支援する。	所有者等	国・県	R2	R10										●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●文化財保護管理費補助金（県）
20	①-3	①-B20	重要文化財波宇志別神社神楽殿修理事業	重要文化財波宇志別神社神楽殿のこけら葺きの屋根が腐朽しているため、葺き替え事業を実施する所有者へ支援を行い、保護措置を図る。	所有者等	国・県	R6	R7									○	・横手市歴史的風致維持向上計画※1-2 ※想定する補助事業 ●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●重要伝統的建造物群保存地区整備費補助金（県）
21	①-3	①-B21	重要文化財旧松浦家住宅保存修理事業	横手市増田伝統的建造物群保存地区内の重要文化財旧松浦家住宅の保存修理事業を実施する所有者に支援を行い、貴重な文化財の保護を図る。	所有者等	国・県	R7	R10									○	※想定する補助事業 ●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●重要伝統的建造物群保存地区整備費補助金（県）
22	①-3	①-B22	マンガ原画アーカイブセンター運営事業	（一財）横手市増田まんが美術財団が、全国の原画保存相談窓口となるマンガ原画アーカイブセンターを横手市増田まんが美術館に設置し、併せて原画保存に係る全国ネットワークの構築や人材育成等の事業に取り組む。	民間団体等	国	R2	R6									●	●メディア芸術連携基盤等整備促進事業（文化庁）【委託事業】
23	①-3	①-B23	羽黒町・上内町地区景観重点地区景観形成事業	羽黒町・上内町景観重点地区において、板塀や生垣の設置・修繕等への支援を行うことで、良好な景観を形成していく。	所有者等	市単独	H26	R9									●	・横手市景観計画 ・横手市歴史的風致維持向上計画※2-1
24	①-3	①-B24	増田地区景観重点地区景観形成事業	増田地区景観重点地区において、景観ガイドラインの基準に適合した、建物の外観の部分的な補修や木造門塀、垣等の設置、補修又は修景を行う際に支援をすることで、良好な景観を形成していく。	所有者等	市単独	R1	R9									●	・横手市景観計画 ・横手市歴史的風致維持向上計画※2-2
25	①-4	①-B25	指定建造物火災警報設備等設置促進事業	指定建造物について、消防法に基づき消防・警察と連携して管理者の防災・防犯意識を高め、火災報知機の設置を促す。	所有者等	市単独	R4	R10	●									
26	①-4	①-B26	横手市増田伝統的建造物群保存地区防災・防犯意識啓発支援事業	易操作性消火栓を使用した訓練等を行い防災意識の啓発を行う。併せて観光客も増加していることから防犯意識の啓発を実施する。	所有者等	市単独	H26	R10			●				●		○	・横手市増田伝統的建造物群保存地区防災計画

番号	方針	措置 番号	措置概要							措置対象区分							備考	
			措置名	概要	実施 主体	財 源	開 始	終 了	個々の歴史文化遺産	地域遺産					歴史文化遺産保存活用区域			
										地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道		雄物川
27	①-4	①-B27	重要文化財旧松浦家住宅防災施設等整備事業	横手市増田伝統的建造物群保存地区内に所在する旧松浦家住宅の防災施設の整備に対し支援を行い、災害リスクの軽減と貴重な文化財の保護を図る。	所有者等	国・県	R3	R10										※想定する補助事業 ●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●重要伝統的建造物群保存地区整備費補助金（県）
28	①-5	①-B28	旧片野家住宅保存・活用方針検討事業	旧片野家住宅の保存・活用方針について、住民意向も勘案しながら保存・活用及び整備の方針や手法を検討する。	横手市	市単独	R2	R4			●						○	
29	①-5	①-B29	旧片野家住宅整備事業	旧片野家住宅の保存・活用方針に基づき、整備を実施する。	横手市	検討中	R4	R6			●						○	
30	①-5	①-B30	国史跡大鳥井山遺跡整備基本計画策定事業	国の史跡である大鳥井山遺跡に陣館遺跡が追加指定になり、本市の後三年関連遺跡の象徴として史跡の保存と活用を図るため、整備基本計画を作成する。	横手市	国	R7	R8			●						○	・横手市歴史的風致維持向上計画※1-8 ※想定する補助事業 ●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁）
31	①-5	①-B31	三平の里整備検討事業	横手市増田まんが美術館の初代名誉館長である矢口高雄作品に描かれた当地域の原画をもとに現地での川釣り体験や、眺望地点として体験できる聖地スポットの整備を検討する。	横手市	検討中	R5	R5						●				・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画
32	①-5	①-B32	2次アクセス連携事業	観光客等の最寄り駅等からの交通利便性向上と市内文化観光施設周遊のため、運輸業者等との協議を経て試験的運行し、最終的には本運行や協力体制を構築する。	横手市	検討中	R3	R3									●	・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画
33	①-5	①-B33	北部重点区域環境整備検討事業	羽黒町・上内町地区景観重点地区と、旧街道の羽州街道沿いにおける歴史的風致との連続性を活かした環境整備について、住民等とのワークショップ等を開催し方針を検討する。	横手市	市単独	R2	R4									●	・横手市歴史的風致維持向上計画※2-4
34	①-5	①-B34	増田の町並み回遊性向上事業	横手市増田伝統的建造物群保存地区を有する町並みと横手市増田まんが美術館の回遊性を高める案内板等を設置するほか、携帯端末で利用可能なアプリを活用して回遊を促す。	横手市	検討中	R3	R5									●	・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画 ※想定する補助事業 ●文化芸術振興費補助金（文化庁）
35	①-5	①-B35	まんが美術館を中核とした文化観光推進事業	文化観光推進法の計画認定に基づく「横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用事業地域計画」を推進する。	横手市	国	R2	R6									●●	・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画 ※計画に搭載した各種事業のうち、対象となるものを文化庁補助事業により実施。

番号	方針	措置番号	措置概要						措置対象区分										備考
			措置名	概要	実施主体	財源	開始	終了	個々の歴史文化遺産	地域遺産						歴史文化遺産保存活用区域			
										地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川		
36	①-5	①-B36	魅力増進マーケティング調査事業	地域資産を活用した各種事業評価調査、市場調査を行い、今後の地域資産の活用に向けた魅力増進マーケティング戦略を策定する。	横手市	検討中	R3	R6										・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画 ※想定する補助事業 ●文化芸術振興費補助金（文化庁）	
37	①-5	①-B37	都市計画道路八幡根岸線事業	本市中心市街地を東西に連絡し、横手城下の伝統行事でも利用され、お祭り会場を通る都市計画道路の八幡根岸線を拡幅し、歩道を整備する。	秋田県	国	H29	R6									●	事業主体は秋田県。 ・横手市歴史的風致維持向上計画 ※5-5 ●社会資本整備総合交付金（地方道路交付金事業）（国土交通省）	
38	①-5	①-B38	果樹園景観眺望視点場整備事業	平鹿りんごの生産環境を一望できる丘陵地に展望スペースを整備し、併せて説明板等の整備を行うため、関連計画の位置づけも踏まえた検討を行う。	横手市	検討中	R4	R5									●	・横手市歴史的風致維持向上計画 ※5-6 ・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画	
39	①-5	①-B39	マンガの蔵収蔵庫拡充整備検討事業	「魅せる収蔵庫」をコンセプトに、今後増える原画に応じた魅せ方を整備とともに検討し、来館機会の創出、感性教育、地域ブランドづくりに活かす。	横手市	検討中	R5	R6									●	・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画	
40	①-5	①-B40	手倉街道沿線環境整備検討及び整備事業	手倉街道沿線に位置する横手市増田伝統的建造物群保存地区や真人発電所跡等、街道沿線の一体的な環境整備方針を検討し、整備を行っていく。	横手市	検討中	R6	R9									●	・横手市歴史的風致維持向上計画 ※2-5 ・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画	
41	②-1	②-B01	地域の歴史・伝統文化講座開催事業	地域の歴史や伝統的な食等を学ぶ講座等を開催する。	横手市	市単独	R3	R10		●	●	●	●	●	●			・横手市生涯学習推進計画	
42	②-1	②-B02	郷土文化保存伝承支援事業	歴史文化遺産の現状確認と、市民を対象にした探訪会や講演・学習会の開催、小学生等を対象とした伝承会のほか、伝承等の記録保存の実施に対し支援を行い、郷土の貴重な文化の保護と継承を図る。	民間団体等	市単独	H18	R9		●	●	●	●	●	●			・横手市歴史的風致維持向上計画 ※4-1	
43	②-1	②-B03	横手市増田伝統的建造物群保存地区保存団体育成支援事業	横手市増田伝統的建造物群保存地区における保存団体の育成又は町並み保存の活動事業を支援し、団体の育成を図る。	所有者等	市単独	H26	R10			●				●		○	・横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画	
44	②-2	②-B04	「横手を学ぶ郷土学」推進事業	「横手を学ぶ郷土学」の総合テキストの作成や、子ども伝統芸能発表大会の開催を行い、市内小中学生等の郷土愛の醸成を図る。また「横手を学ぶ郷土学」事業の進捗及び内容検討を行う場を組織化するほか、展示公開を検討する。	横手市	市単独	H27	R10		●	●	●	●	●	●			・横手市歴史的風致維持向上計画※3-1	

番号	方針	措置 番号	措置概要						措置対象区分										備考	
			措置名	概要	実施 主体	財源	開始	終了	個々の 歴史文化遺産	地域遺産						歴史文化 遺産保存 活用区域				
										地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川			
45	②-2	②-B05	大学等連携事業	大学等研究機関と連携し、横手城跡の測量調査や雄物川地域等の古墳に関する踏査・測量調査、また市内小野寺氏関連城跡等測量・発掘等調査により、実習等の学びの場として提供するとともに共同での調査研究を行う。	横手市	市単独	R3	R6			●							○	○	
46	②-2	②-B06	ガイド養成事業	地域活性化や観光振興に繋げるため、既存の日本語ガイドに加えて、外国語に対応したガイドを養成するほか、地域や学校等との連携も視野に、幅広い年齢層のガイドを育成する。民間団体等の取組みも支援する。	横手市	検討中	R1	R9										●	●	・横手市歴史的風致維持向上計画※5-7 ・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画
47	②-2	②-B07	日本マンガ学会開催による魅力増進事業	横手市増田まんが美術館を会場に、全国のマンガに関する調査研究報告の場である「日本マンガ学会」を誘致し、日本のマンガ研究者に対してまんがが美術館の魅力を発信する。	横手市	検討中	R4	R4										●		・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画
48	③-2	③-B01	歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業	歴史文化遺産保存活用地域計画概要版を作成し、広く周知を図る。	横手市	国	R3	R10	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●文化芸術振興費補助金(文化庁)
49	③-3	③-B02	指定文化財等標柱及び説明板の設置・更新事業	指定文化財や、地域の歴史文化を顕著に示す遺跡等について、現地での視認性を向上させるための標柱や説明板を設置する。文化財愛護団体等が設置する場合は支援する。	横手市	市単独	H17	R10	○	●	●	●	●	●	●	●				
50	③-3	③-B03	歴史素材を活かした広域連携事業	他自治体との関係性が解明されていることから、横手の歴史文化を象徴する地域遺産等を活用した郷土教育や自治体間交流事業等の実施を検討する。	横手市	市単独	R3	R10		●	●									
51	③-3	③-B04	まんが美術館を利用した教育推進事業(マガジンプロジェクト)	関係団体や市内小中学校と連携し、マンガ文化の理解と関心を深めるために、生徒の描いたマンガ作品をマガジンにし、市内全域に配布してマンガ作品とその取り組みを周知する。	横手市	市単独	R1	R10								●				・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画
52	③-3	③-B05	まちあるきワークショップ開催事業	住民参加のまちあるきワークショップを開催し、新たな歴史文化遺産の把握を行う。そこで得た成果を利用して、地域の自然と人の営みを表した生活季節暦であるフェノロジーカレンダーの作成を検討する。	横手市	検討中	R5	R9		●	●	●	●	●	●	●				

番号	方針	措置 番号	措置概要						措置対象区分								備考	
			措置名	概要	実施 主体	財源	開始	終了	個々の 歴史文化遺産	地域遺産						歴史文化 遺産保存 活用区域		
										地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道		雄物川
53	③-3	③-B06	市民大学(仮称)講座開設事業 (横手を学ぶ郷土学講座)	市民を対象とした講座を開設し、各分野の著名研究者や地元有識者等を講師に、地域遺産をはじめとした地域の歴史文化を学ぶ機会を提供する。	横手市	市単独	R4	R6		●	●	●	●	●	●			
54	③-3	③-B07	文化財探訪支援事業	後三年合戦関連遺跡のほか、市内各所の歴史文化遺産を巡る探訪の開催を支援する。	横手市	市単独	H17	R6		●	●	●	●	●	●	○	○	
55	③-3	③-B08	地域遺産(歴史的風致)探訪事業	地域らしさを物語る地域遺産や歴史的風致の探訪会を開催する。講師には地域をよく知る人材等も活用し、人材育成の効果も図る。	横手市	市単独	H30	R9		●	●	●	●	●	●	○	○	
56	③-3	③-B09	まんが美術館を利用した教育推進事業(セカンドスクール)	横手市増田まんが美術館をセカンドスクールとして位置づけ、美術館の機能や「マンガ家」という職業を学ぶための場として提供し、シビックプライドの醸成を図る。	横手市	市単独	R1	R10						●				
57	③-3	③-B10	ふるさと再発見地域探訪支援事業	増田地域西成瀬地区周辺に残る近代化に資した史跡や歴史的建造物等を巡る歴史探訪の開催を支援し、歴史の認識向上を図る。	民間団体等	市単独	H23	R4			●					○		・横手市歴史的風致維持向上計画※3-4
58	③-3	③-B11	りんごの歴史探訪支援事業	秋田県におけるりんご栽培発祥の地である増田・平鹿地域のりんごに関連する歴史探訪を支援する。	所有者等	市単独	R1	R5						●		○		・横手市歴史的風致維持向上計画※3-6
59	③-3	③-B12	後三年合戦周知事業	後三年合戦関連遺跡群や、地域で伝えられてきた後三年合戦にまつわる伝承地などを、広く市民等に周知し、まちづくり及び郷土理解の促進、観光資源として活用するために、シンポジウム等を開催するほか、パンフレット等を作成する。	横手市	国	H21	R6		●						○	○	・横手市歴史的風致維持向上計画※4-2 ●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金(文化庁)
60	③-3	③-B13	地域遺産ガイド及びマップ作製	地域遺産について、広く理解を深め、学習素材としても利用可能なパンフレットやマップを作成する。マンガを活用したパンフレットの作製も視野に、観光振興にも活用する。	横手市	検討中	R4	R10		●	●	●	●	●	●	○	○	・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画

番号	方針	措置 番号	措置概要						措置対象区分								備考		
			措置名	概要	実施 主体	財 源	開 始	終 了	個々の 歴史文化 遺産	地域遺産					歴史文化 遺産保存 活用区域				
										地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道		雄物川	
61	③-3	③-B14	歴史文化遺産保存活用区域内の案内板設置事業	史跡等に誘導する案内板等について、案内機能の向上を図るために、表記方法や意匠の統一化、多言語化等、サインガイドラインに基づき整備する。設置場所等の計画を策定したうえで案内板の設置を行う。	横手市	検討中	R2	R9											・横手市歴史的風致維持向上計画※5-3 ・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画
62	③-3	③-B15	歴史文化遺産保存活用区域の情報発信事業（歴史的風致等情報発信事業）	歴史文化遺産保存活用区域内の回遊を促すようなガイドマップの作成や、案内・誘導をサポートするため、主要スポットに公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境を整備する。地域遺産に沿った周遊アプリ作成も検討を進める。	横手市	検討中	R1	R9											・横手市歴史的風致維持向上計画※5-2 ・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画
63	③-3	③-B16	りんごまつり開催支援事業	秋田県のりんご栽培発祥の地である平鹿地域及び増田地域で、りんごの収穫期に毎年行っているイベントを支援し、市内外に平鹿りんごのPRを行う。	所有者等	市単独	S41	R9											・横手市歴史的風致維持向上計画※4-3
64	③-3	③-B17	増田の町並み記録動画更新及び活用事業	横手市増田伝統的建造物群保存地区の特性をまとめた動画を更新し、観光や学習面での活用を図る。更新にあたり、横手市増田まんが美術館の特性も包括した動画とする検討も行う。	横手市	検討中	R5	R10			○				○				
65	③-3	③-B18	まんが美術館 PR サポーター事業	市民や市内団体と協働して横手市増田まんが美術館の広報宣伝を行うことで、市を挙げた美術館 PR を行う。	横手市	市単独	R1	R10											

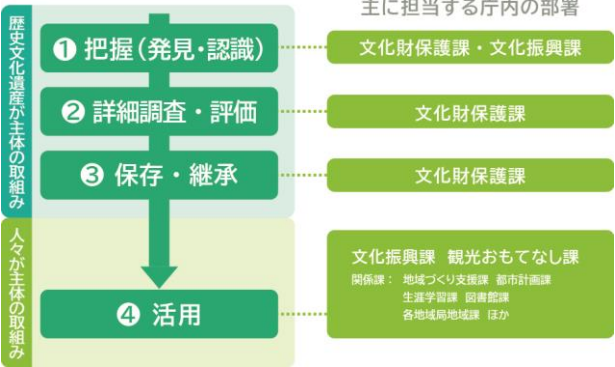
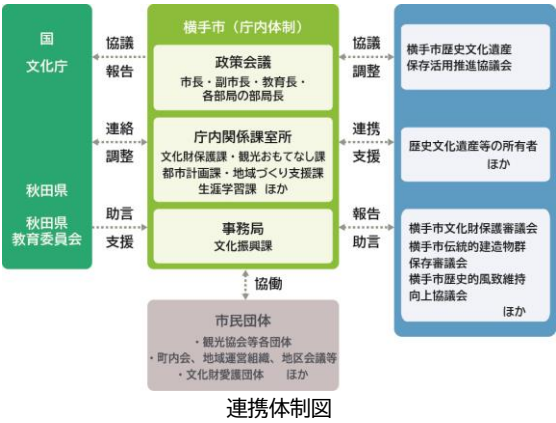
第7章 計画の推進体制と進捗管理

1. 計画の推進体制

歴史文化遺産の保存・活用を推進していくにあたっては、関係各課との意識と情報の共有が不可欠であり、多岐にわたる分野の施策を連携して実施する必要がある。このため本計画を推進するにあたり、まちづくり推進部文化振興課を事務局に、文化財保護課、観光おもてなし課、都市計画課、地域づくり支援課、生涯学習課、各地域局地域課等と連携した庁内体制を構築する。

また、措置の実施にあたっては、関係機関や団体などと協働で進めるほか、文化財保護法第183条の9第1項に基づき設置した「横手市歴史文化遺産保存活用推進協議会」において、計画の推進や変更、措置の円滑な実施について協議を行う。必要に応じて文化財保護審議会等の各審議会に報告し助言を得るほか、歴史文化遺産等所有者や関係団体との連携を行うものとする。

庁内組織にあたっては、把握から活用に至るプロセスの共通認識のもと、連携を促進する。



庁内組織の広義的な分担のイメージ

（表 11）歴史文化遺産の保存・活用の体制

市町村	
まちづくり推進部 文化振興課【所管課】 伝統文化係・重伝建係・マンガ戦略係	
・文化財の活用と歴史を活かしたまちづくりに関すること。伝統的建造物群保存地区および文化的景観に関する こと。横手市増田まんが美術館に関すること。	
・職員 10 名（うち建造物の専門職 1 名、美術工芸品の専門職 1 名）	
横手市教育委員会 教育総務部 文化財保護課 文化財保護係・埋蔵文化財係	
・文化財の保護に関すること（伝統的建造物群及び文化的景観を除く）。調査及び指定に関すること。市内資料 館等施設の運営に関すること。	
・職員 7 名（うち埋蔵文化財の専門職 2 名、地質鉱物の専門職 1 名）	
【関係課】	
まちづくり推進部 地域づくり支援課	
・地域運営組織、地区会議、地域振興、地域づくり活動に関すること。	
まちづくり推進部 増田地域課	
・伝統的建造物群保存地区の観光及び地区内の公共施設に関すること。	
商工観光部 観光おもてなし課	
・観光的活用や広報に関すること。横手城展望台及びかまくら館に関すること。	

建設部 都市計画課 ・横手市景観計画及び景観重点地区に関すること。屋外広告物に関すること。 横手市教育委員会 教育総務部 生涯学習課 ・石坂洋次郎文学記念館、美術品収蔵庫に関すること。市内公民館等施設に関すること。生涯学習の振興に関すること。 横手市教育委員会 教育総務部 図書館課 ・市内図書館に関すること。
関係機関 【美術館・資料館施設等】 雄物川郷土資料館（博物館相当施設）（所管：文化財保護課） ・地域の自然・歴史・民俗など郷土文化全般の資料を収集展示する。 横手市増田まんが美術館（博物館相当施設）（所管：文化振興課）※（財）横手市増田まんが美術財団に指定管理。 ・マンガ作品に関する展示を行うとともに、マンガ原画の収蔵及びアーカイブを実施。 後三年合戦金沢資料館（所管：文化財保護課） ・後三年合戦に関する資料や、金澤八幡宮の資料を展示する。 平鹿農村文化伝承館（所管：文化財保護課） ・農村の伝統芸能、工芸品の普及伝承、民俗資料の保存・展示を行う。 ほろわの里資料館（所管：文化財保護課） ・波宇志別神社神楽殿修理事業と保呂羽山の霜月神楽の資料を展示する。 石坂洋次郎文学記念館（所管：生涯学習課） ・作家石坂洋次郎の文学的業績をたたえ、関連する資料を展示する。 横手公園展望台（所管：観光おもてなし課） ・展望台の維持管理と歴史文化に関する資料等を展示する。 横手市ふれあいセンターかまくら館（所管：観光おもてなし課）※（一社）横手市観光協会に指定管理。 ・業務内容 貸館業務と横手の送り盆行事やかまくら行事の祭具等の資料を展示。 【文化財等公開施設】 旧石田理吉家（所管：増田地域課） ・伝統的建造物群保存地区内にある市指定文化財の公開。 旧石平金物店（所管：増田地域課） ・伝統的建造物群保存地区内にある伝統的建造物の公開。 【埋蔵文化財センター等】 遺跡発掘調査事務所（所管：文化財保護課） ・市内の埋蔵文化財等発掘調査に伴う出土資料等の整理作業を実施している。
地方文化財保護審議会及び関連する協議会等 横手市文化財保護審議会 ・教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して建議を行う。 ・委員 11 名 （専門委員 9 名：建造物・絵画・彫刻・古文書・考古資料・歴史資料・民俗・史跡・天然記念物各 1 名）

横手市伝統的建造物群保存審議会 ・横手市の諮問に応じて、伝統的建造物群保存地区の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して協議を行う。 ・委員 12 名（専門委員 4 名：伝統的建造群 4 名・都市計画 1 名） 横手市歴史文化遺産保存活用推進協議会 ・歴史文化遺産保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定歴史文化遺産保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行う。 ・委員 16 名 （専門委員 7 名：建造物・民俗・史跡・伝統的建造物群・文化的景観・都市計画・観光各 1 名） 横手市歴史的風致維持向上協議会 ・歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に係る協議並びに認定を受けた歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うほか、歴史的風致維持及び向上に関し必要な事項について協議を行う。 ・委員 14 名（専門委員 5 名：建造物・史跡・伝統的建造物群・都市計画・観光各 1 名）
文化財保護指導委員 令和 3 年 3 月末時点で設置していない。
その他民間団体等（※法人格を所有する団体） 一般社団法人横手市観光推進機構 ・「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、行政や民間団体等と協同し、観光地域づくり戦略を策定する。 一般社団法人横手市観光協会 ・横手市ふれあいセンターかまくら館の運営に関する指定管理を受託。横手の送り盆行事やかまくら行事などを主催する。 一般社団法人増田町観光協会 ・横手市増田伝統的建造物群保存地区に関する観光案内業務のほか、盆踊り行事や増田の梵天行事等を主催する。 一般財団法人横手市増田まんが美術財団 ・横手市増田まんが美術館の運営に関する指定管理を受託し、マンガ作品に関する展示を行うとともに、マンガ原画の収蔵及びアーカイブを実施する。
都道府県や域外の関係機関等との連携 秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室 ・文化財保護班と埋蔵文化財・世界遺産登録推進班の 2 班により、文化財の保護と活用を行う。 秋田県立博物館 ・秋田の歴史と自然にかかわる資料を展示するとともに、出前講座などの教育普及活動、セカンドスクール等の学習振興活動を行う。 秋田県埋蔵文化財センター ・埋蔵文化財の発掘調査や、遺物などを活用した教育・普及活動を行う。市町村での発掘調査について助言や人員の派遣等も行っている。 秋田県立近代美術館 ・秋田県の近代以降の美術作品を中心に、収集・展示・普及啓発事業を行う。

2. 進捗管理と自己評価

本計画の実行にあたり、以下の観点から、本市独自に進捗評価、中間評価・最終評価からなる進行管理・評価制度を導入する。なお、自己評価に関し、横手市歴史文化遺産保存活用推進協議会からの意見聴取を行う。

- ①PDCA サイクルの導入により、計画を着実に推進する。
- ②協議会、有識者等の第三者の客観的な視点を取り入れることで、計画の質を担保する。
- ③計画の進捗状況を公開することにより、アカウンタビリティを確保する。

年次	1	2	3	4	5	6	7	8
年度	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028
計画期間				計画見直し				総合評価
評価	進捗評価	進捗評価	進捗評価	進捗評価	進捗評価	進捗評価	進捗評価	進捗評価
				中間評価				最終評価

計画の評価イメージ

第6章でも記載したように、本計画の計画期間の中間となる令和6年（2024）度に中間評価を行う。中間評価及び当該時点における社会情勢を勘案し、各措置の見直しを含めた計画全体の見直しを実施するとともに、その内容を踏まえ、令和8年（2026）度に予定する第3次横手市総合計画の改訂にも反映させる。

(1) 毎年度の評価

<進捗評価> 毎年度実施【アウトプットの評価】

- ◎地域計画の進捗状況（アウトプット）の評価【自己評価】
 - ・組織体制、計画の波及効果、方針及び措置の総合的な進捗状況、横手市の歴史文化遺産の保存・活用に関する総合的な状況及び効果・影響等に関する評価。
- 各方針の進捗状況（アウトプット）の評価【自己評価】
 - ・歴史文化遺産、地域遺産、歴史文化遺産保存活用区域における、対応の進捗を踏まえた方針単位での進捗状況の評価。
- 各措置のうち、事業の進捗状況（アウトプット）の評価【自己評価】
 - ・横手市総合計画以外の関連計画（第5章4．参照）に根拠のある措置の評価については、参考報告とする。

(2) 中間期、最終期の評価

<中間評価／最終評価> 中間年度及び最終年度に実施【アウトカムの評価】

- ◎地域計画の達成状況（アウトカム）の評価【自己評価・外部評価】
 - ・組織体制、計画の波及効果、方針及び措置の総合的な達成状況、横手市の歴史文化遺産の保存・活用に関する総合的な状況及び効果・影響等に関する評価。
- 各方針の達成状況（アウトカム）の評価【自己評価・外部評価】
 - ・歴史文化遺産、地域遺産、歴史文化遺産保存活用区域における、方針単位での達成状況の評価。
- 措置の質の評価【外部評価】
 - ・「横手市の歴史文化の特徴」の観点から適切な措置であるかなど、質について外部有識者等による評価。

巻末資料

1. 既存の調査一覧

第5章2. で示した既存の調査について、文化財等調査報告を基に一覧を掲載する。このほか、本市の歴史文化遺産の把握にあたり、基礎資料として重点的に調査を実施した埋蔵文化財調査報告及び自治体史についても一覧を掲載する。

(表 12) 既存の文化財等調査の一覧

類型	No.	書籍名	シリーズ名	著者名／発行者名	発行年
有形文化財	建造物	1 秋田県の民家 秋田県民家緊急調査報告書	秋田県文化財調査報告書第27集	秋田県教育委員会	1973
		2 秋田県の近世社寺建築	秋田県文化財調査報告書第187集	秋田県教育委員会	1989
		3 秋田県の近代化遺産	秋田県文化財調査報告書第218集	秋田県教育委員会	1992
		4 秋田県近代化遺産一覧		秋田県教育委員会	1991
		5 秋田の近代和風建築 秋田県近代和風建築総合調査報告書	秋田県文化財調査報告書第382集	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室／秋田県教育委員会	2004
		6 お宝発見ハンドブック～建造物編～		秋田県教育委員会	2005
		7 波宇志別神社神楽殿保存修理工事報告書		(財)文化財建造物保存技術協会／重要文化財 波宇志別神社神楽殿修理委員会	1993
		8 横手市内の建造物(民家)	市内文化財調査報告書第4集	横手市教育委員会	1998
		9 横手市内建造物(民家)調査報告書	市内文化財調査報告書第6集	横手市教育委員会	1999
		10 佐藤又六家住宅調査報告書		(独)国立文化財機構奈良文化財研究所／横手市	2016
		11 松浦千代松家住宅調査報告書		(独)国立文化財機構奈良文化財研究所／横手市	2017
	美術 工芸品	12 横手の仏像	横手市史叢書8	横手市市史編さん室／横手市	2006
		13 薄葉篤蔵コレクション考古資料調査報告書	横手市史叢書2	横手市市史編さん室／横手市	2003
無形文化財	工芸技術	14 秋田の野鍛冶調査報告	秋田県文化財調査報告書第76集	秋田県教育委員会	1980
		15 秋田県の諸職 諸職関係民俗文化財調査報告書	秋田県文化財調査報告書第202集	秋田県教育委員会	1991
		16 お宝発見ハンドブック～工芸技術編～あきたの工芸		秋田県教育委員会	2007
民俗文化財	有形民俗	17 秋田の酒造用具調査報告	秋田県文化財調査報告書第41集	秋田県文化財保護協会	1976
		18 秋田の農業用具調査報告	秋田県文化財調査報告書第67集	秋田県教育委員会	1979
		19 秋田の獅子頭	秋田県文化財調査報告書第272集	秋田県教育委員会	1997
		20 横手市内の民間信仰塔	横手市文化財報告書16集	横手市教育委員会	1995
		21 横手藍染にみる染型紙	横手市文化財報告書27集	横手市教育委員会	2002

類型	No.	書籍名	シリーズ名	著者名／発行者名	発行年
民俗文化財	無形民俗	22 秋田県の民俗(民俗資料緊急調査報告)	秋田県文化財調査報告書第7集	秋田県教育庁社会教育課文化係／秋田県教育委員会	1966
		23 秋田県民俗分布図	秋田県文化財調査報告書第66集	秋田県教育委員会	1979
		24 秋田県の民謡 －民謡緊急調査－ 秋田県の民謡(追録) －民謡緊急調査－	秋田県文化財調査報告書第175集、175集の2	秋田県教育委員会	1988 1989
		25 秋田県の民俗芸能－秋田県民俗芸能緊急調査報告書－	秋田県文化財調査報告書第227集	秋田県教育委員会	1993
		26 秋田県の祭り・行事 秋田県祭り・行事調査報告書	秋田県文化財調査報告書第271集	秋田県教育委員会	1997
		27 秋田の民俗芸能	秋田県文化財調査報告書第2集	秋田県文化財保護協会	1963
		28 秋田の田植習俗	秋田県文化財調査報告書第13集	秋田県教育委員会	1968
		29 秋田県民俗芸能一覧	秋田県文化財調査報告書第118集	秋田県教育委員会	1984
		30 秋田県の民俗芸能	秋田県文化財調査報告書第134集	秋田県教育委員会	1985
		31 秋田県の年中行事Ⅰ－ぼんでんとかしま送り－	秋田県文化財調査報告書第148集	秋田県教育委員会	1986
		32 秋田の年中行事Ⅱ－山の神祭り－	秋田県文化財調査報告書第157集	秋田県教育委員会	1987
		33 秋田県指定無形民俗文化財 金沢八幡宮掛け歌行事－文化財収録作成調査報告書－	秋田県文化財調査報告書第292集	秋田県教育委員会	1999
		34 荒処の沼入りぼんでん		平鹿町教育委員会	1987
		35 横手の送り盆	横手市文化財報告書18集	横手市教育委員会	1997
		36 旭岡山神社の梵天	横手市文化財報告書20集	横手市教育委員会	1998
		37 横手のかまくら	横手市文化財報告書22集	横手市教育委員会	1999
		38 郷土の歴史・文化財と伝承の分布	横手市文化財報告書24集	横手市教育委員会	2000
		39 秋田県記録選択無形民俗文化財－三助稲荷神社梵天行事記録報告書－	大森町文化財報告書	大森町教育委員会	2003
記念物	遺跡	40 秋田県の中世城館	秋田県文化財調査報告書第86集	秋田県教育委員会	1981
		41 歴史の道調査報告8 南部羽州街道 歴史の道調査報告12 平和(小松川)街道 歴史の道調査報告13 小安街道 歴史の道調査報告16 本荘街道 歴史の道調査報告20 手倉街道 歴史の道調査報告22 沼館街道	秋田県文化財調査報告書第141集、145集、146集、159集、163集、165集	秋田県教育委員会	1986 1987
		42 近代遺跡調査報告書 軽工業 第1分冊 紡績・製糸・その他 繊維工業・食品		文化庁文化財部記念物課	2014

類型	No.	書籍名	シリーズ名	著者名／発行者名	発行年
記念物	名勝地	43 近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書		文化庁文化財部記念物課	2012
		44 名勝に関する総合調査—全国的な調査(所在調査)の結果—報告書		文化庁文化財部記念物課	2013
		45 お宝発見ハンドブック ～名勝(庭園)編～		秋田県教育委員会	2006
	名勝地・動物、植物、地質鉱物	46 秋田県の名勝・天然記念物	文化財保存調査(名勝・天然記念物緊急調査)概報	秋田県教育委員会	1995
	動物、植物、地質鉱物	47 植生図・主要動植物地図		文化庁	1970
		48 秋田県の地質鉱物	天然記念物(地質鉱物)緊急調査調査概報	秋田県教育委員会	1995
		49 お宝発見ハンドブック～動物植物地質鉱物編～		秋田県教育委員会	2008
		50 横手市内の樹木	横手市文化財報告書17集	横手市教育委員会	1995
		51 横手市生物分布調査報告書		横手市生物分布調査指導委員会・横手市生物分布調査員連絡会／横手市	2000
		52 秋田県指定天然記念物トミヨ及びイバラトミヨ生息地緊急調査報告書	平鹿町文化財調査報告書	平鹿町教育委員会	2005
文化的景観	53	農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究		文化庁	2003
	54	お宝発見ハンドブック～文化的景観編～		秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室／秋田県教育委員会	2009
伝統的建造物群	55	横手市増田伝統的建造物群保存対策調査報告書		横手市／工学院大学	2012
	56	横手市増田伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査報告書		横手市	2017
埋蔵文化財	57	秋田県遺跡地名表(埋蔵文化財包蔵地一覧)	秋田県文化財調査報告書第1集	秋田県教育委員会	1963
	58	秋田県遺跡地図(平鹿地区版)		秋田県教育委員会	2008

- ・国や秋田県、横手市及び市町村合併以前の旧横手市及び平鹿郡の各自治体が主体となって実施した調査を一覧表にまとめている。
- ・自治体等における紀要等における論文や報告等の成果や、文化財保護団体等による調査報告や会誌等における研究成果は取りまとめていない。
- ・令和3年3月末時点での情報を基に収載している。

(表 13) 既存の文化財調査の一覧(埋蔵文化財発掘調査)

No.	書籍名	シリーズ名	発行者名	発行年	地域
1	大乘院塚遺跡発掘調査報告	横手郷土史資料第33号	横手郷土史編纂委員会	1960	横手
2	弥生式文化遺跡-手取清水の発掘-	横手郷土史資料第34号	横手郷土史編纂委員会	1960	横手
3	平鹿郡雄物川町末館窯址発掘調査報告書	雄物川町郷土史資料第3集	雄物川町教育委員会	1962	雄物川
4	横手市所在金沢柵擬定地発掘調査略報		秋田県教育委員会	1965	横手
5	金沢柵跡発掘調査概報	秋田県文化財調査報告書第12集	秋田県教育委員会	1966	横手
6	金沢柵跡発掘調査概報	秋田県文化財調査報告書第23集	秋田県教育委員会	1971	横手
7	昭和46年度金沢柵跡発掘調査概報	秋田県文化財調査報告書第25集	秋田県教育委員会	1972	横手
8	中杉沢遺跡発掘調査概報	横手市埋蔵文化財調査報告第1集	横手市教育委員会	1973	横手
9	中藤根遺跡		秋田考古学協会	1974	平鹿
10	第7次中杉沢遺跡発掘調査概報	横手市埋蔵文化財調査報告第2集	横手市教育委員会	1974	横手
11	手取清水遺跡発掘調査報告書	横手市埋蔵文化財調査報告第3集	横手市教育委員会	1974	横手
12	下藤根遺跡発掘調査報告書	秋田県文化財調査報告書第39集	秋田県教育委員会	1976	平鹿
13	郷土館窯跡	横手市埋蔵文化財調査報告第4集	横手市教育委員会	1976	横手
14	大鳥井山Ⅰ	横手市埋蔵文化財調査報告第5集	横手市教育委員会	1978	横手
15	館下遺跡・梨ノ木塚遺跡・宮の前遺跡(第2次)発掘調査概報	秋田県文化財調査報告書第59集	秋田県教育委員会	1979	増田
16	大鳥井山Ⅱ	横手市埋蔵文化財調査報告第6集	横手市教育委員会	1979	横手
17	梨ノ木塚遺跡発掘調査報告書	秋田県文化財調査報告書第63集	秋田県教育委員会	1979	増田
18	大鳥井山Ⅲ	横手市埋蔵文化財調査報告第7集	横手市教育委員会	1980	横手
19	大鳥井山Ⅳ	横手市埋蔵文化財調査報告第8集	横手市教育委員会	1981	横手
20	大鳥井山Ⅴ	横手市埋蔵文化財調査報告第9集	横手市教育委員会	1982	横手
21	平鹿遺跡発掘調査報告書	秋田県文化財調査報告書第101集	秋田県教育委員会	1983	増田
22	七ツ森経塚発掘調査報告書(概要)	雄物川町郷土史資料第12集	雄物川町教育委員会	1983	雄物川
23	オホン清水	横手市埋蔵文化財調査報告13	横手市教育委員会	1984	横手
24	兵部ヶ沢遺跡発掘調査報告	雄物川郷土資料館報告第1号	雄物川町教育委員会	1984	雄物川
25	道地遺跡発掘調査報告	山内村郷土史年報	山内村教育委員会	1984	山内
26	桧沢遺跡発掘調査報告	山内村郷土史年報	山内村教育委員会	1985	山内
27	蝦夷塚古墳群発掘調査報告書	秋田県文化財調査報告書第136号	秋田県教育委員会	1986	雄物川
28	遺跡詳細分布調査報告書	横手市埋蔵文化財調査報告11	横手市教育委員会	1986	横手

No.	書籍名	シリーズ名	発行者名	発行年	地域
29	根羽子沢遺跡発掘調査報告書	雄物川郷土資料館 報告第4号	雄物川町教育委員会	1987	雄物川
30	旭塚堀地区範囲確認調査報告書	横手市文化財調査 報告12	横手市教育委員会	1988	横手
31	年子狐地区遺跡詳細分布調査報告書	平鹿町文化財調査 報告書	平鹿町教育委員会	1988	平鹿
32	根羽子沢遺跡発掘調査報告書	秋田県文化財調査 報告書第176集	秋田県教育委員会	1988	雄物川
33	八木遺跡発掘調査報告書	秋田県文化財調査 報告書第181集	秋田県教育委員会	1989	増田
34	下田遺跡・下田谷地遺跡	秋田県文化財調査 報告書第189集	秋田県教育委員会	1990	大森
35	手取清水遺跡	秋田県文化財調査 報告書第190集	秋田県教育委員会	1990	横手
36	上猪岡遺跡	秋田県文化財調査 報告書第208集	秋田県教育委員会	1991	横手
37	竹原窯跡	秋田県文化財調査 報告書第209集	秋田県教育委員会	1991	平鹿
38	宝竜堂遺跡発掘調査報告書	秋田県文化財調査 報告書第214集	秋田県教育委員会	1991	十文字
39	大乘院塚遺跡調査報告書	横手市埋蔵文化財 調査報告14	横手市教育委員会	1991	横手
40	富ヶ沢A・B・C窯跡 田久保下遺跡 富ヶ沢1号～4号塚	秋田県文化財調査 報告書第220集	秋田県教育委員会	1992	横手
41	赤坂運動公園範囲確認調査報告書	横手市埋蔵文化財 調査報告15	横手市教育委員会	1992	横手
42	新町遺跡	秋田県文化財調査 報告書第232集	秋田県教育委員会	1993	横手
43	茂竹沢遺跡	秋田県文化財調査 報告書第233集	秋田県教育委員会	1993	山内
44	虫内Ⅱ遺跡	秋田県文化財調査 報告書第234集	秋田県教育委員会	1993	山内
45	越上遺跡	秋田県文化財調査 報告書第235集	秋田県教育委員会	1993	山内
46	上谷地遺跡	秋田県文化財調査 報告書第241集	秋田県教育委員会	1994	山内
47	虫内Ⅲ遺跡	秋田県文化財調査 報告書第242集	秋田県教育委員会	1994	山内
48	小田Ⅳ遺跡	秋田県文化財調査 報告書第243集	秋田県教育委員会	1994	山内
49	小田Ⅴ遺跡	秋田県文化財調査 報告書第262集	秋田県教育委員会	1996	山内
50	岩瀬遺跡	秋田県文化財調査 報告書第263集	秋田県教育委員会	1996	山内
51	虫内Ⅰ遺跡	秋田県文化財調査 報告書第274集	秋田県教育委員会	1998	山内
52	郷土館窯跡第3次	横手市埋蔵文化財 調査報告16	横手市教育委員会	1999	横手
53	郷土館D遺跡	横手市埋蔵文化財 調査報告17	横手市教育委員会	2000	横手
54	大沼沢窯跡	横手市埋蔵文化財 調査報告18	横手市教育委員会	2000	横手
55	上台A遺跡	秋田県文化財調査 報告書第301集	秋田県教育委員会	2000	横手
56	十二牲B遺跡	秋田県文化財調査 報告書第304集	秋田県教育委員会	2000	横手
57	焼山焼窯跡		増田町教育委員会	2000	増田

No.	書籍名	シリーズ名	発行者名	発行年	地域
58	江原嶋1遺跡	秋田県文化財調査報告書第310集	秋田県教育委員会	2001	大雄
59	観音寺廃寺跡	秋田県文化財調査報告書第321集	秋田県教育委員会	2001	大森
60	姥ヶ沢窯跡	秋田県文化財調査報告書第327集	秋田県教育委員会	2001	横手
61	下鍋倉地区遺跡範囲確認調査報告書Ⅰ	平鹿町文化財調査報告書	平鹿町教育委員会	2001	平鹿
62	横手市内遺跡発掘調査報告書	横手市埋蔵文化財調査報告19	横手市教育委員会	2002	横手
63	境沢田遺跡	平鹿町文化財調査報告書	平鹿町教育委員会	2002	平鹿
64	埋蔵文化財詳細分布調査報告書	雄物川町文化財調査報告書第2集	雄物川町教育委員会	2002	雄物川
65	柏木遺跡	大雄村埋蔵文化財調査報告	大雄村教育委員会	2002	大雄
66	前通遺跡	秋田県文化財調査報告書第351集	秋田県教育委員会	2003	横手
67	横手市内遺跡発掘調査報告書	横手市埋蔵文化財調査報告29	横手市教育委員会	2003	横手
68	下雨沼遺跡 境沢田遺跡	平鹿町文化財調査報告書第4集	平鹿町教育委員会	2003	平鹿
69	蝦夷塚古墳群	雄物川町文化財調査報告書第3集	雄物川町教育委員会	2003	雄物川
70	遺跡詳細分布調査報告書	雄物川町文化財調査報告書第4集	雄物川町教育委員会	2003	雄物川
71	大見内遺跡	秋田県文化財調査報告書第374集	秋田県教育委員会	2004	雄物川
72	横手市内遺跡発掘調査報告書	横手市埋蔵文化財調査報告31	横手市教育委員会	2004	横手
73	境沢田遺跡	平鹿町文化財調査報告書第5集	平鹿町教育委員会	2004	平鹿
74	八卦遺跡	雄物川町文化財調査報告書第5集	雄物川町教育委員会	2004	雄物川
75	耳取遺跡 釘貫遺跡	雄物川町文化財調査報告書第6集	雄物川町教育委員会	2004	雄物川
76	遺跡詳細分布調査報告書	雄物川町文化財調査報告書第7集	雄物川町教育委員会	2004	雄物川
77	大見内遺跡・館野遺跡	秋田県文化財調査報告書第386集	秋田県教育委員会	2005	雄物川
78	オホソ清水A遺跡第Ⅳ・Ⅴ次 薬師前B遺跡	横手市埋蔵文化財調査報告32	横手市教育委員会	2005	横手
79	水尻遺跡 柄内遺跡	雄物川町文化財調査報告書第8集	雄物川町教育委員会	2005	雄物川
80	遺跡詳細分布調査報告書	雄物川町文化財調査報告書第9集	雄物川町教育委員会	2005	雄物川
81	砂子田遺跡	横手市文化財調査報告第1集	横手市教育委員会	2006	平鹿
82	中村Ⅰ遺跡	横手市文化財調査報告第2集	横手市教育委員会	2006	雄物川
83	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第3集	横手市教育委員会	2006	雄物川
84	大沼沢A遺跡	横手市文化財調査報告第4集	横手市教育委員会	2006	横手
85	東里東遺跡	横手市文化財調査報告第5集	横手市教育委員会	2006	雄物川
86	正願谷地遺跡 下作の瀬遺跡	横手市文化財調査報告第6集	横手市教育委員会	2006	雄物川

No.	書籍名	シリーズ名	発行者名	発行年	地域
87	会塚田中B遺跡	横手市文化財調査報告第7集	横手市教育委員会	2007	雄物川
88	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第8集	横手市教育委員会	2007	雄物川
89	東槻遺跡と石塚上台遺跡について	横手市郷土資料館資料集 横手市郷土資料館紀要第2集	横手市教育委員会	2007	雄物川
90	金沢城跡-第6次-・沼館城跡-第2次-・大鳥井柵跡-第8次-	横手市文化財調査報告第9集	横手市教育委員会	2008	横手 雄物川
91	樋向遺跡・石塚Ⅰ遺跡	横手市文化財調査報告第10集	横手市教育委員会	2008	雄物川
92	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第11集	横手市教育委員会	2008	雄物川
93	薬師前B遺跡第Ⅱ次発掘調査報告	横手市郷土資料館資料集 横手市郷土資料館紀要第3集	横手市教育委員会	2008	横手
94	大鳥井山遺跡-第9.10.11次-	横手市文化財調査報告第12集	横手市教育委員会	2009	横手
95	大鳥井山遺跡遺構配置図	横手市文化財調査報告第13集	横手市教育委員会	2009	横手
96	上大見内遺跡 樋向遺跡 石塚上台遺跡 会塚田中B遺跡	横手市文化財調査報告第14集	横手市教育委員会	2010	雄物川
97	町屋敷遺跡	横手市文化財調査報告第15集	横手市教育委員会	2010	雄物川
98	郷土館窯跡・大沼沢窯跡・台処館跡	横手市文化財調査報告第16集	横手市教育委員会	2010	横手
99	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第17集	横手市教育委員会	2010	増田 雄物川 大雄
100	陣館遺跡-第1次-・金沢城跡	横手市文化財調査報告第18集	横手市教育委員会	2011	横手
101	宮田館跡・島田遺跡	横手市文化財調査報告第19集	横手市教育委員会	2011	大雄
102	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第20集	横手市教育委員会	2011	横手 増田 平鹿 大雄
103	陣館遺跡-第2次-・金沢城跡	横手市文化財調査報告第21集	横手市教育委員会	2012	横手
104	上猪岡遺跡第2次	横手市文化財調査報告第22集	横手市教育委員会	2012	横手
105	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第24集	横手市教育委員会	2012	横手 平鹿 雄物川
106	宮東遺跡・十文字遺跡	横手市文化財調査報告第25集	横手市教育委員会	2013	横手
107	陣館遺跡-第3次-	横手市文化財調査報告第26集	横手市教育委員会	2013	横手
108	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第27集	横手市教育委員会	2013	横手 増田 平鹿
109	陣館遺跡-第4次-・金沢城跡	横手市文化財調査報告第28集	横手市教育委員会	2014	横手
110	十文字遺跡・宮下遺跡	横手市文化財調査報告第29集	横手市教育委員会	2014	横手
111	金屋遺跡	横手市文化財調査報告第30集	横手市教育委員会	2014	平鹿
112	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第31集	横手市教育委員会	2014	横手 増田 平鹿 雄物川

No.	書籍名	シリーズ名	発行者名	発行年	地域
113	神谷地遺跡・小出遺跡	横手市文化財調査報告第32集	横手市教育委員会	2015	雄物川
114	下桜沢遺跡	横手市文化財調査報告第33集	横手市教育委員会	2015	横手
115	陣館遺跡-第5次-・金沢城跡	横手市文化財調査報告第34集	横手市教育委員会	2015	横手
116	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第35集	横手市教育委員会	2015	横手
117	南田東遺跡	横手市文化財調査報告第36集	横手市教育委員会	2015	雄物川
118	中猪岡A遺跡(第2次)	横手市文化財調査報告第37集	横手市教育委員会	2016	横手
119	金沢柵推定地陣館遺跡-総括報告書-	横手市文化財調査報告第38集	横手市教育委員会	2016	横手
120	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第39集	横手市教育委員会	2016	横手
121	金沢柵推定地陣館遺跡-総括報告書補遺編-	横手市文化財調査報告第40集	横手市教育委員会	2017	横手
122	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第41集	横手市教育委員会	2017	横手 平鹿 雄物川
123	赤川沼頭遺跡	横手市文化財調査報告第42集	横手市教育委員会	2017	横手
124	金沢城跡-第7.8次-	横手市文化財調査報告第43集	横手市教育委員会	2017	横手
125	一本杉遺跡	横手市文化財調査報告第44集	横手市教育委員会	2018	平鹿
126	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第45集	横手市教育委員会	2018	横手 平鹿 雄物川
127	金沢城跡-第9次-	横手市文化財調査報告第46集	横手市教育委員会	2018	横手
128	堀ノ内遺跡	横手市文化財調査報告第47集	横手市教育委員会	2019	横手
129	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第48集	横手市教育委員会	2019	横手 平鹿
130	金沢城跡-第10次-	横手市文化財調査報告第49集	横手市教育委員会	2019	横手
131	館尻遺跡	横手市文化財調査報告第50集	横手市教育委員会	2020	平鹿
132	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第51集	横手市教育委員会	2020	平鹿
133	金沢城跡-第11次-	横手市文化財調査報告第52集	横手市教育委員会	2020	横手
134	柴崎遺跡	横手市文化財調査報告第53集	横手市教育委員会	2021	横手
135	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第54集	横手市教育委員会	2021	横手 平鹿
136	金沢城跡-第12次-	横手市文化財調査報告第55集	横手市教育委員会	2021	横手

・令和3年3月末時点での情報を基に収載している。

(表 14) 市町村史等の一覧

類型	No.	書籍名	発行者名	発行年
横手	1	新横手沿革史 上巻	横手郷土史研究会	1969
	2	新横手沿革史 中巻	横手郷土史研究会	1970
	3	新横手沿革史 下巻	横手郷土史研究会	1971
	4	横手郷土史 (2冊)	東洋書院	1976
	5	横手郷土史(全2巻)	横手市	1976
	6	横手郷土史資料 資料	横手郷土史研究会	1977
	7	横手市史 昭和編	横手市	1981
	8	横手市史 特別編 文化民俗	横手市	2006
	9	横手市史 史料編 古代・中世	横手市	2006
	10	横手市史 史料編 考古	横手市	2007
	11	横手市史 史料編 近世Ⅰ	横手市	2007
	12	横手市史 通史編 原始・古代・中世	横手市	2008
	13	横手市史 史料編 近世Ⅱ	横手市	2009
	14	横手市史 史料編 近現代Ⅱ	横手市	2010
	15	横手市史 通史編 近世	横手市	2011
	16	横手市史 通史編 近現代	横手市	2011
	17	横手市史 普及版 横手の歴史	横手市	2012
増田	18	増田町郷土史	増田町教育委員会	1972
	19	増田町史	増田町	1997
平鹿	20	平鹿町史	平鹿町	1984
	21	醍醐村郷土誌	平鹿地方歴史研究会	1979
雄物川	22	雄物川町郷土史	雄物川町	1980
	23	雄物川町郷土史人物編	雄物川町	1995
大森	24	大森町郷土史	大森町	1981
	25	大森町郷土史 小事典		1992
十文字	26	十文字郷土誌	十文字地方史研究会	1955
	27	十文字町郷土誌	十文字町教育委員会	1958
	28	十文字町史	十文字町	1995
山内	29	山内村史 上巻	山内村	1989
	30	山内村史 下巻	山内村	1989
	31	山内村史 別巻	山内村	1989
	32	山内歴史・文化便覧	横手市山内地域局	2008
大雄	33	大雄村史	大雄村	2000

- ・戦後から平成にかけて発行された市町村史の一覧となる。
- ・これら市町村史の編さんにあたり、各地域において資料目録や史料集、郷土史資料などが発行されており、古文書類を主とした把握がなされている。
- ・令和3年3月末時点での情報を基に収載している。

2. 調査の進捗状況

第5章2. (2) で示した既存の調査に基づく市内各地域及び類型ごとの状況について、一覧で掲載する。

(表 15) 調査の進捗状況

地域	時代	建造物	美術工芸品	無形文化財	民俗文化財	遺跡	名勝地	動物植物地質鉱物	文化的景観	伝統的建造物群	地域	時代	建造物	美術工芸品	無形文化財	民俗文化財	遺跡	名勝地	動物植物地質鉱物	文化的景観	伝統的建造物群
横手地域	原始	×	○	×	×	未	×	×	×	×	大森地域	原始	×	○	×	×	未	×	×	×	×
	古代	×	○	×	×	○	×	×	×	×		古代	×	未	×	×	未	×	×	×	×
	中世	×	○	×	○	○	×	△	×	×		中世	○	△	×	○	○	×	○	×	×
	近世	○	○	△	○	○	○	○	△	×		近世	○	△	×	○	○	○	○	△	×
	近代	◎	○	○	○	○	○	○	△	○		近代	○	△	△	○	○	○	△	△	○
増田地域	原始	×	○	×	×	未	×	×	×	×	十文字地域	原始	×	○	×	×	未	×	×	×	×
	古代	×	未	×	×	未	×	×	×	×		古代	×	未	×	×	未	×	×	×	×
	中世	×	△	×	×	○	×	○	×	×		中世	×	△	○	×	○	×	×	×	×
	近世	○	△	×	○	○	△	△	△	×		近世	○	△	△	○	○	△	未	△	×
	近代	◎	△	△	○	○	○	○	△	○		近代	○	△	△	○	○	△	未	△	○
平鹿地域	原始	×	○	×	×	○	×	○	×	×	山内地域	原始	×	○	×	×	未	×	×	×	×
	古代	×	未	×	×	未	×	×	×	×		古代	×	未	×	×	未	×	×	×	×
	中世	×	△	×	○	○	×	○	×	×		中世	×	△	×	×	○	×	○	×	×
	近世	○	△	△	○	○	○	○	△	×		近世	○	△	×	○	○	△	未	△	×
	近代	○	△	△	○	○	△	△	△	○		近代	○	△	△	○	○	○	未	△	×
雄物川地域	原始	×	○	×	×	○	×	×	×	×	大雄地域	原始	×	○	×	×	未	×	×	×	×
	古代	×	未	×	×	○	×	×	×	×		古代	×	未	×	×	未	×	×	×	×
	中世	×	△	×	○	○	×	△	×	×		中世	×	△	×	×	○	×	×	×	×
	近世	○	△	△	○	○	○	○	△	×		近世	○	△	×	○	○	△	△	△	×
	近代	○	△	△	○	○	○	△	△	○		近代	○	△	△	○	○	○	未	△	○

(表 16) 調査の進捗状況 (表 15 のうち、美術工芸品)

地域	時代	絵画	彫刻	工芸品	古文書	書跡・典籍	考古資料	歴史資料	地域	時代	絵画	彫刻	工芸品	古文書	書跡・典籍	考古資料	歴史資料	地域	時代	絵画	彫刻	工芸品	古文書	書跡・典籍	考古資料	歴史資料
横手地域	原始	×	×	×	×	×	○	×	平鹿地域	原始	×	×	×	×	×	○	×	大森地域	原始	×	×	×	×	×	○	×
	古代	×	◎	○	×	×	○	×		古代	×	未	×	×	×	○	×		古代	×	未	未	×	×	○	×
	中世	△	◎	○	△	○	○	△		中世	×	未	×	△	未	○	×		中世	未	未	○	○	未	○	未
	近世	○	◎	○	○	△	○	○		近世	未	△	未	○	未	○	○		近世	未	未	○	○	未	△	△
	近代	○	○	△	○	○	△	○		近代	○	未	未	○	未	△	○		近代	未	未	△	○	未	△	△
増田地域	原始	×	×	×	×	×	○	×	雄物川地域	原始	×	×	×	×	×	○	×	十文字地域	原始	×	×	×	×	×	○	×
	古代	×	未	×	×	×	○	×		古代	×	未	×	×	×	○	×		古代	×	未	未	×	×	○	×
	中世	×	○	×	△	未	○	△		中世	×	△	○	△	未	○	○		中世	×	△	未	△	未	○	未
	近世	○	△	△	○	△	○	○		近世	未	未	△	△	未	○	○		近世	未	未	未	○	未	△	△
	近代	△	△	△	○	未	△	○		近代	未	未	○	○	未	△	○		近代	未	未	未	○	未	△	△

◎：多く分布、○：分布、×：該当なし、△：調査不足、未：未調査

3. 本計画で使用した地域及び地区の区分

本計画で分類した地域や地区の区分は、下記の通りとなっている。本計画では、歴史文化遺産の分類にあたり、市内を8地域32地区に区分し、取りまとめを実施した。ここでいう「地域」は、平成17年（2005）に合併する以前の市町村を単位とし、「地区」は原則として、明治22年（1889）の町村制施行時の町村を単位としている。

No.	地域名	地区名	構成する主な大字、もしくは境界	沿革
1	横手	横手	かみうちまち はぐろちよう しろみなみまち ねぎしちよう おお 上内町、羽黒町、城南町、根岸町、大 町、四日町、鍛冶町、中央町、大水戸 町、田中町、寿町、駅前町、前郷一番 町、前郷二番町、神明町、平和町、清 川町、南町、横山町、松原町、安田原 町、旭川一〜三丁目、本郷町、駅南一 〜二丁目、三枚橋一丁目、梅の木町、 条里一〜三丁目、城山町、本町、蛇の 崎町、二葉町、城西町、幸町、平城 町、前郷字・横手町字・大沢字の地域	明治22年4月1日町村制施行により内町20ヶ町、 外町8ヶ町、横手町、前郷村が合併し誕生した横手町 と町の発展に伴いその周辺に新たに作られた集落。昭 和8年4月15日に朝倉村が合併し、昭和26年4 月1日旭村・栄村が編入合併し、横手市となる。昭 和34年11月1日に編入した大沢地区（長瀬集落を 除く。明治22年4月1日以前は大沢村）を含む。
2	横手	朝倉	あさくらちよう おいまいし おおとりまち しん 朝倉町、追廻一〜三丁目、大鳥町、新 坂町、台所町、明永町、卸町、睦成字・ 静町字・杉目字・杉沢字・八幡字の地 域	明治22年4月1日町村制施行により八幡村、静町 村、睦成村、杉目村、杉沢村が合併し朝倉村となった。 昭和8年4月15日に横手町への編入により廃村した。
3	横手	旭	あさひ おか あかさか さんぼんやなぎ 朝日が丘一〜四丁目、赤坂字・三本柳字・ 赤川字・猪岡字・清水町新田字・塚堀 字の地域	明治22年4月1日町村制施行により、赤坂村、三 本柳村、赤川村、猪岡村、清水町新田村、塚堀村が 合併し旭村となった。昭和26年4月1日、横手町、 栄村との編入合併により廃村した。
4	横手	栄	やなぎ だ おお や てらうち おお や しんまち そと 柳田字・大屋寺内字・大屋新町字・外 目字・婦気大堤字・安田字の地域	明治22年4月1日町村制施行により、新藤柳田村、 大屋新町村、大屋寺内村、外ノ目村、婦気大堤村、 安田村が合併し栄村となった。昭和26年4月1日、 横手町、旭村との編入合併により廃村した。
5	横手	境町	かみざかい しもざかい かみはちちよう しもはちちよう 上境字・下境字・上八丁字・下八丁 字の地域	明治22年4月1日町村制施行により、上境村、下 境村、上八丁村、下八丁村が合併し境町村となった。 昭和30年4月1日の横手市、黒川村との編入合併 により廃村した。
6	横手	黒川	くろかわ ひやくまんがり 黒川字・百万刈字の地域	明治22年4月1日町村制施行により、黒川村、 百万刈村が合併し黒川村となった。昭和30年4月 1日、横手市、境町村との編入合併により廃村した。
7	横手	金沢	かねざわ かねざわもとまち かねざわなか の やす 金沢字・金沢本町字・金沢中野字・安 本字の地域	明治22年4月1日町村制施行により、金沢村、金 沢本町村、金沢中野村、安本村、野荒町村が合併し、 金沢村となった。明治30年4月29日町村制施行に より、金沢町となる。昭和31年9月30日、横手市 への編入合併により廃村したが、一部地域は昭和33 年4月22日に仙北郡仙南村（現美郷町）へ分市した。
8	増田	増田	ます だ まちます だ ます だ まち や ぎ ます だ まち 増田町増田字・増田町八木字・増田町 三又字・増田町戸波字の地域	明治22年4月1日町村制施行により、増田村、八 木村、亀田村が合併し増田村（明治28年1月9日 町村制施行）が、熊淵村、荻袋村、狙半内村、吉野村、 湯野沢村が合併し西成瀬村が誕生した。昭和30年 4月1日増田町と西成瀬村が合併し、新增田町が誕 生し、昭和32年4月1日には稲庭川連町から戸波・ 羽場地区が編入した。この頃から平成14年3月ま での増田・亀田・西成瀬・増田東小学校の学区。
9	増田	亀田	ます だ まちかめ だ 増田町亀田字の地域	
10	増田	西成瀬	ます だ まちおぎのふくろ ます だ まちくまのふち ます だ 増田町荻袋字・増田町熊淵字・増田 町湯野沢字・増田町吉野字の地域	
11	増田	狙半内	ます だ まちさるはんない 増田町狙半内字の地域	

No.	地域名	地区名	構成する主な大字、もしくは境界	沿革
12	平鹿	浅舞	ひらか まちあさまい 平鹿町浅舞字・ひらか まちしもなべくら 平鹿町下鍋倉字・ひらか まち 樽見 ない 内字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、浅舞村と下鍋倉村が合併し浅舞村となった。明治 28 年7月 25 日町村制施行により浅舞町となる。昭和 29 年4月 15 日三重村十五野集落を編入。昭和 31 年9月 20 日吉田村と合併し、平鹿町となる。同年 10 月1日十文字町から下開集落が編入、昭和 32 年4月1日醍醐村と合併する。同年6月 20 日雄物川町から樽見内、砂子田、東里柄内集落が編入した。
13	平鹿	吉田	ひらか まちかみよし だ 平鹿町上吉田字・ひらか まちなかよし だ 平鹿町中吉田字・ひらか まちしもよし だ 町下吉田字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、上吉田間内村、中吉田村、下吉田村が合併し吉田村となった。昭和 31 年9月 20 日浅舞村と合併し、廃村した。
14	平鹿	醍醐	ひらか まちだい ごと 平鹿町醍醐字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、醍醐村、石成村、明沢村、上樋口村、下樋口村、馬鞍村が合併し、醍醐村となった。昭和 32 年4月1日平鹿町と合併し、廃村した。
15	雄物川	沼館	お ものがわまちぬまだて 雄物川町沼館字・お ものがわまちいましゆく 雄物川町今宿字・お ものがわまち に いやま 雄物川町二井山字・お ものがわまち や がみ 雄物川町矢神字・お ものがわまち あいづか 川町会塚字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、沼館村、今宿村、二井山村、矢神村、会塚村が合併し、沼館村となった。明治 34 年4月町村制施行により沼館町となる。昭和 30 年4月1日里見村、福地村、明治村大沢地区と合併し雄物川町となる。
16	雄物川	里見	お ものがわまちとうさと 雄物川町東里字・お ものがわまちつくりやま 雄物川町造山字・お ものがわまちすな ごと 雄物川町砂子田字・お ものがわまち や ちしん でん 雄物川町谷地新田字の 地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、東里村、造山村、樽見内村、砂子田村が合併し、里見村となった。昭和 30 年4月1日沼館町、福地村、明治村大沢地区と合併し、廃村した。昭和 32 年4月1日十文字町の桑木、沼田集落が境界変更により編入、同年6月 20 日、樽見内、砂子田、東里柄内集落が平鹿町へ編入した。
17	雄物川	福地	お ものがわまちかしわ ぎ 雄物川町柏木字・お ものがわまちどう ち 雄物川町道地字・お ものがわまち に し の 雄物川町西野字・お ものがわまちじょう の 雄物川町常野字・お ものがわまち ふか い 雄物川町深井字・お ものがわまちなんかた 雄物川町南形字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、柏木村、道地村、西野村、常野村、深井村、南形村が合併し、福地村となった。昭和 30 年4月1日沼館町、里見村、明治村大沢地区と合併し、廃村した。
18	雄物川	館合	お ものがわまちうす い 雄物川町薄井字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、薄井村、宮田村が合併し、館合村となった。昭和 30 年 10 月 10 日一部を大雄村に編入、他は雄物川町に合併し廃村した。
19	雄物川	大沢	お ものがわまちおおさわ 雄物川町大沢字の地域	明治 22 年4月1日町村制実施前の大沢村。町村制施行により明治村の一部となるが、昭和 30 年 4 月 1 日分村し、沼館町、里見村、福地村と合併した。
20	大森	大森	おおもりまち 大森町字の地域	明治 11 年7月 22 日郡区町村編成法公布により大森村となり、明治 22 年4月1日の町村制施行時にもそのまま大森村となる。明治 34 年7月 23 日町村制施行により大森町となる。昭和 30 年4月1日八沢木村と合併、翌 31 年1月 25 日川西村が合併し、新たな大森町が発足。
21	大森	八沢木	おおもりまち や さわ ぎ 大森町八沢木字・おおもりまちさか べ 大森町坂部字・おおもりまち うわみ ぞ 大森町上溝字・おおもりまちさる た 大森町猿田字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、上溝村、猿田村、八沢木村、坂部村が合併し、八沢木村となった。昭和 30 年4月1日大森町との合併により廃村した。
22	大森	川西	おおもりまちいた い だ 大森町板井田字・おおもりまちはかまがた 大森町袴形字・おおもり まちとう か まち 町十日町字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、板井田村、袴形村、十日町村が合併し、川西村となった。昭和 31 年1月 25 日大森町と合併により廃村した。

No.	地域名	地区名	構成する主な大字、もしくは境界	沿革
23	十文字	十文字	じゅうもん じ まち じゅうもん じ まち に い だ じゅうもん 十 文字 町 字 ・ 十 文字 町 仁 井 田 字 ・ 十 文 じ まち さ が え じゅうもん じ まちなしのき じゅうもん じ 字 町 佐 賀 会 字 ・ 十 文字 町 梨 木 字 ・ 十 文 まちうでこし じゅうもん じ まちにしはら 町 腕 越 字 の 地 域 、 十 文 字 町 西 原 一 ～ 二 番 じゅうもん じ まちほうりゅう 町 、 十 文 字 町 宝 竜 一 ～ 二 丁 目	明治 22 年 4 月 1 日 町 村 制 施 行 に よ り 、 十 文 字 新 田 村 、 仁 井 田 村 、 佐 賀 会 村 、 梨 木 羽 場 村 、 腕 越 村 が 合 併 し 、 十 文 字 村 と な っ た 。 大 正 11 年 10 月 1 日 町 制 施 行 に よ り 十 文 字 町 と な る 。 昭 和 29 年 10 月 1 日 に 三 重 村 と 、 昭 和 30 年 4 月 1 日 植 田 村 、 睦 合 村 と 合 併 。
24	十文字	三重	じゅうもん じ まちじゅう ご の しん でん じゅうもん じ まちかみなべ 十 文 字 町 十 五 野 新 田 字 ・ 十 文 字 町 上 鍋 くら じゅうもん じ まちかなえ 倉 字 ・ 十 文 字 町 鼎 字 の 地 域	明治 22 年 4 月 1 日 町 村 制 施 行 に よ り 、 十 五 野 新 田 村 、 上 鍋 倉 村 、 鼎 村 が 合 併 し 、 三 重 村 と な っ た 。 昭 和 29 年 10 月 1 日 下 開 集 落 を 分 村 、 そ の 他 は 十 文 字 町 と 合 併 し 廃 村 し た 。
25	十文字	植田	じゅうもん じ まちうえ だ じゅうもん じ まちえつぜん じゅう 十 文 字 町 植 田 字 ・ 十 文 字 町 越 前 字 ・ 十 もん じ まちげん だ さ ま じゅうもん じ まちき じた 文 字 町 源 太 左 馬 字 ・ 十 文 字 町 木 下 字 の 地 域	明治 22 年 4 月 1 日 町 村 制 施 行 に よ り 、 植 田 村 、 越 前 村 、 源 太 左 馬 村 、 木 下 村 が 合 併 し 、 植 田 村 と な っ た 。 昭 和 30 年 4 月 1 日 十 文 字 町 、 睦 合 村 と 合 併 し 廃 村 し た 。
26	十文字	睦合	じゅうもん じ まちむつあい じ じゅうもん じ まち や しん でん 十 文 字 町 睦 合 字 ・ 十 文 字 町 谷 地 新 田 字 の 地 域	明治 22 年 4 月 1 日 町 村 制 施 行 に よ り 、 睦 合 村 、 谷 地 新 田 村 が 合 併 し 、 睦 合 村 と な っ た 。 昭 和 30 年 4 月 1 日 十 文 字 町 、 植 田 村 と 合 併 し 廃 村 し た 。 昭 和 32 年 4 月 1 日 桑 木 、 沼 田 集 落 が 境 界 変 更 に よ り 雄 物 川 町 に 編 入 し た 。
27	山内	山内西	さんないおおさわ さんないつちぶち つちぶち 山 内 大 沢 字 の 地 域 と 山 内 土 渕 字 の 土 渕 ・ かる いざわ 軽 井 沢 地 区	明治 22 年 4 月 1 日 町 村 制 施 行 に よ り 山 内 9 ケ 村 が 合 併 し 山 内 村 と な り 、 旧 村 は 区 と 位 置 付 け ら れ た 。 昭 和 34 年 大 沢 地 区 の 一 部 が 分 村 し 、 横 手 市 へ 編 入 す る 。
28	山内	山内中央	さんないひらの さわ さんないつちぶち 山 内 平 野 沢 字 の 地 域 と 山 内 土 渕 字 の 駅 前 地 区	明治 22 年 4 月 1 日 町 村 制 施 行 に よ り 山 内 9 ケ 村 が 合 併 し 山 内 村 と な り 、 旧 村 は 区 と 位 置 付 け ら れ た 。
29	山内	山内北	さんないおおまつかわ さんない こ まつかわ さんないくろさわ 山 内 大 松 川 字 ・ 山 内 小 松 川 字 ・ 山 内 黒 沢 字 の 地 域	明治 22 年 4 月 1 日 町 村 制 施 行 に よ り 山 内 9 ケ 村 が 合 併 し 山 内 村 と な り 、 旧 村 は 区 と 位 置 付 け ら れ た 。
30	山内	山内南	さんないいかだ さんないなんごう さんないみつまた 山 内 筏 字 ・ 山 内 南 郷 字 ・ 山 内 三 叉 字 の 地 域	明治 22 年 4 月 1 日 町 村 制 施 行 に よ り 山 内 9 ケ 村 が 合 併 し 山 内 村 と な り 、 旧 村 は 区 と 位 置 付 け ら れ た 。
31	大雄	阿気	平成 17 年 10 月 1 日 以 前 の 大 雄 村 字 の 地 域 の う ち 、 大 雄 村 字 野 中 を 除 く 地 域	明治 22 年 4 月 1 日 町 村 制 施 行 時 、 単 独 で 阿 気 村 と な っ た 。 昭 和 30 年 4 月 1 日 田 根 森 村 と の 合 併 に よ り 大 雄 村 と な っ た 。 阿 気 地 区 に は 、 昭 和 30 年 10 月 10 日 館 合 村 の 一 部 が 編 入 合 併 し た 。
32	大雄	田根森	平成 17 年 10 月 1 日 以 前 の 大 雄 村 田 根 森 字 ・ 大 雄 村 八 柏 字 ・ 大 雄 村 下 吉 田 字 ・ たいゆうむら あぎ の なか 大 雄 村 字 野 中 の 地 域	明治 22 年 4 月 1 日 町 村 制 施 行 に よ り 、 田 根 森 村 と 八 柏 村 が 合 併 し 、 田 根 森 村 と な っ た 。 昭 和 30 年 4 月 1 日 阿 気 村 と の 合 併 に よ り 大 雄 村 と な っ た 。 田 根 森 地 区 に は 昭 和 32 年 10 月 大 曲 市 か ら 野 中 地 区 が 編 入 、 昭 和 34 年 4 月 に は 平 鹿 町 か ら 鍛 冶 村 が 編 入 し た 。